

日本産農林水産物・食品の輸出のための 課題検討委員会

開催結果概要

2025年 4月

ジェトロホーチミン事務所／
ベトナム輸出支援プラットフォーム

はじめに

ベトナムはコロナ禍であってもプラス成長を遂げたASEANきっての新興市場であり、2024年の経済成長率は7.1%と高く、2025年の政府目標は8.0%となっている。こうした高い経済成長を背景にアッパーミドル層（世帯年収が15,000～35,000ドル）と富裕層（35,000ドル以上）が年々拡大する一方で、日本からベトナムへの農林水産物・食品の輸出は2016年の323億円から、2024年の862億円と約2倍強に拡大しているが、今後さらに輸出を伸ばせる潜在力を持っていると考えられる。

日本からの農林水産物・食品の輸出にあたっては、規制関係はじめ、ビジネス慣習や韓国、欧米諸国等との競争などさまざまな課題が存在している。ベトナムの食文化は保守的であり、新しい食品（食材）や味が認知されるまでには時間を要する。また、ベトナム国内には、アルコール度数15度以上の酒類、乳幼児の粉ミルク、医薬品等の広告制限や規制なども存在しており、日本からの農林水産物・食品の輸出は必ずしも順調に伸びているわけではない。

ベトナムへの農林水産物・食品の輸出拡大を図るうえでこうした課題がベトナム市場の潜在力の発揮に制約となっているのではないか、という仮説をもとに今後、更なる輸出促進・拡大していくために、

- ① 課題の洗い出しと分析調査
- ② その調査結果に基づき、ベトナムでの事業に精通した事業者からのヒアリングをもとにその課題や実態を議論
- ③ 各課題の解決策・対応策やベトナムのマーケットへ参入する上で参考となる情報収集等を行った。

その上で、取り組むべき課題として、

- (1) 通関時の課題
- (2) 物流・インフラ・コールドチェーン・倉庫にかかる課題
- (3) 小売販売、広告規制などにかかる課題
- (4) その他の課題（①動植物検疫関係、②健康食品やサプリメント、③ペットフードや飼料等の日本製品のニーズが高い品目で手続き等障壁があるもの）に大別し、ベトナム輸出支援プラットフォーム協議会のコアメンバー各社が委員となる「日本産農林水産物・食品の輸出のための課題検討委員会」を設立した。

2024年度は、(1) 通関時の課題について議論を行い、ベトナムへの輸出における通関時の課題のまとめと課題解決に向けた提言案を作成した。

また、本2025年度は残りの課題を議論し、最終報告書として課題のとりまとめとその解決に向けた提言案を作成する。

本資料が日本の輸出事業者関係者にとって、有益な情報となり、輸出の際の参考になることを願っている。

以上

2025年4月

ジェトロ・ホーチミン事務所
ベトナム輸出支援プラットフォーム

ベトナム市場における日本産農林水産物・食品の輸出拡大のための課題レポート 目次

<第1回会合資料>

背景……………5

- 背景 1 (高い経済成長率)
- 背景 2 (輸出実績2023年)
- 背景 3 (輸出実績2013～2023年)

- 背景 4 (日本食レストラン数)
- 背景 5 (フィリピンとの比較)
- 背景 6 (インドネシアとの比較)
- 背景 7 (中国との比較)

問題の所在……………13

通関時の課題……………14

物流・インフラ・コールドチェーン・倉庫にかかる課題……………44

小売販売、広告等にかかる課題……………48

<第2回会合資料>

他国の取り組みについて……………61

青果物の輸入の現状補足……………65

提言……………77

- 課題① (通関についてサンプルの問題)
- 課題② (輸入品価格リスト、HSコード)
- 課題③ (青果物品目について)

- 課題④ (各国の取り組みについて)
- 課題⑤ (その他 (通関や物流など))

ベトナム市場における 日本産農林水産物・食品輸出拡大のための 課題レポート（論点ペーパー）

2024年 12月

日本産農林水産物・食品の輸出拡大のための課題検討委員会

背景1

【高い経済成長率】

ベトナムはコロナ禍にプラス成長を遂げた、ASEANきっての新興市場で、2024年1-9月期の経済成長率も、6.82%と高い成長を維持しており、政府も通年での経済成長率を7%に上方修正した所である。

【中間層以上の拡大】

高い経済成長を背景にアッパーミドル層（世帯収入15,000～34,999USD）と富裕層（35,000USD以上）も年々拡大、2000年は、それぞれ1.2%、0.1%であったが、2020年は17.1%、1.3%と約14倍となった。英系不動産サービス大手ナイト・フランクは、総資産3,000万USD以上の超富裕層は、2017年末：583人、2022年末：1058人と増加、2027年末までに、1,295人に増加すると予測。

【所得階層別消費行動】

健康志向の高まり・オーガニック食品や低糖質食品の需要が増加。忙しい生活に対応するため、中所得層や若年層を中心にインスタント食品の購入が増加。幅広い層が外食を楽しむようになり、レストラン市場が拡大。

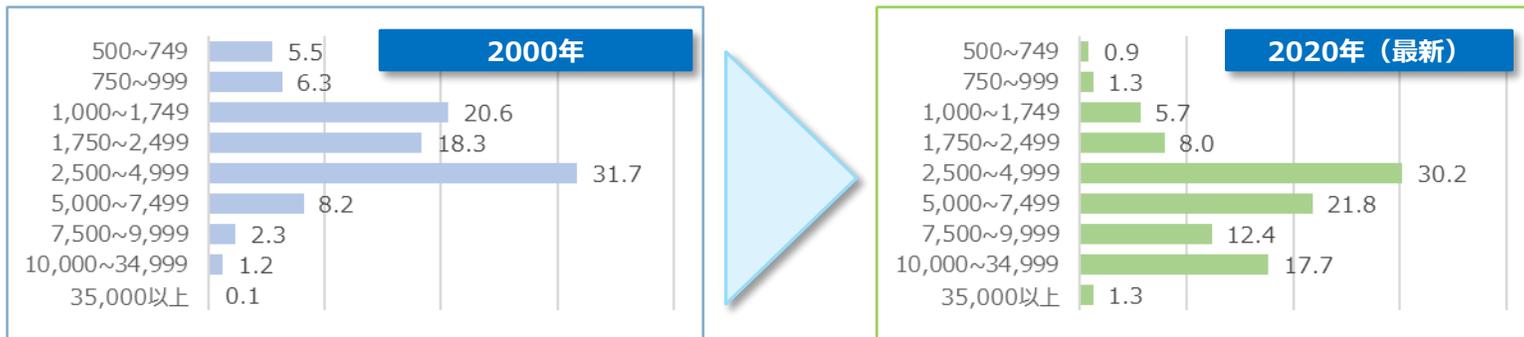
低所得層：食料品や必需品への支出が大部分を占め、ローカル市場や安価な製品を選択、セールや割引商品を重視し、実用性や耐久性を優先する事が多い。支出の40～60%を食費が占めるが、1食あたりにかける金額は、25,000～50,000VND程度と低い。価格重視で、伝統的市場や路上の個人商店で購入。

中間層：食費は、支出の35%～45%と推定される。1食あたりの平均出費は、約80,000VND程度。高品質な健康・医療・教育サービスへの投資が増加しており、低価格ではなくコストパフォーマンスの良いブランドや製品を選ぶ傾向、国内・近隣国への旅行も増加傾向。

富裕層：高級ブランド品・ワイン・輸入食品等のグルメ、高級マンションや別荘、海外不動産や株式投資への関心も高く、個人トレーナー・専属医療ケア・プライベートツアー等のプライベートサービスを好み、子供をインターナショナルスクールや海外教育機関への留学させる事に興味あり。外食の割合が高く、インターナショナルなレストランやカフェを頻繁に利用。健康やオーガニックなどに関心がある。教育レベルが高いため、国外事情など情報感度が高くなってきている。

ベトナムの年間世帯所得分布推移

※単位：USD、%



日本からの農林水産物・食品の輸出額は2016年に323億円に対し、2023年は697億円と約2倍にとどまっている。今後、更に輸出を伸ばせる潜在力を持っていると考えられ、輸出有望先国として注目を集めている一方で。。。

総資産100万USD以上のベトナム人も2022年には70,000人とされており、その様な超富裕層は大都市圏に増え続けている、「おまかせ寿司」を利用している事が多い。

おまかせ寿司の価格だが、日本では超一流店でも、3～4万円/人程度であるのに対して、ベトナムのおまかせ寿司は、3～10万円/人と日本よりも高額な店舗も存在する。

ホーチミン市で、最高額コース10万円を提供する、超高級おまかせ寿司、Yuzu Omakaseの来店客は、店員曰く、ほとんどがベトナム人富裕層で、日本人やその他外国人は多くないとのも事で、そのような超富裕層は、更なる高品質・高価格な日本食を求めている。

背景2



農水省が公表した、2023年度の国別・農林水産物・食品の輸出実績で、ベトナムは第6位となった。

輸出加工向けが7.28%を占める事が分かる。

順位	輸出先国	輸出額 (億円)	前年比 (%)	構成比 (%)	輸出額内訳 (億円)			主な輸出品目		
					農産物	林産物	水産物	1位	2位	3位
1	中華人民共和国	2,371	▲ 14.8	17.5	1,488	273	610	アルコール飲料	ホタテ貝(生鮮等)	丸太
2	香港	2,365	+ 13.4	17.4	1,334	14	1,016	真珠(天然・養殖)	ホタテ貝(調製)	アルコール飲料
3	アメリカ合衆国	2,062	+ 6.4	15.2	1,383	67	613	ぶり	アルコール飲料	緑茶
4	台湾	1,532	+ 2.9	11.3	1,161	41	330	アルコール飲料	りんご	ホタテ貝(生鮮等)
5	大韓民国	761	+ 14.1	5.6	497	35	228	アルコール飲料	ホタテ貝(生鮮等)	ソース混合調味料
6	ベトナム	697	▲ 3.8	5.1	452	7	238	粉乳	清涼飲料水	さば
7	シンガポール	548	▲ 1.1	4.0	453	6	88	アルコール飲料	牛肉	ソース混合調味料
8	タイ	511	+ 0.9	3.8	257	10	245	かつお・まぐろ類	いわし	豚の皮
9	オーストラリア	310	+ 6.2	2.3	267	3	40	アルコール飲料	清涼飲料水	ソース混合調味料
10	フィリピン	306	▲ 2.6	2.3	151	118	37	合板	たばこ	粉乳
11	オランダ	226	▲ 1.0	1.7	192	5	29	アルコール飲料	ホタテ貝(生鮮等)	牛肉
12	マレーシア	194	▲ 17.0	1.4	136	2	56	牛肉	小麦粉	魚油
13	カナダ	193	+ 9.4	1.4	153	3	37	アルコール飲料	ソース混合調味料	ゼラチン
14	フランス	133	▲ 0.4	1.0	120	3	10	アルコール飲料	ペpton等	ソース混合調味料
15	カンボジア	122	+ 14.9	0.9	121	1	1	牛肉	粉乳	豚の皮
16	ドイツ	116	+ 8.6	0.9	102	3	12	緑茶	ラリン	ソース混合調味料
17	英国	106	+ 12.4	0.8	93	2	11	アルコール飲料	ソース混合調味料	牛肉
18	インドネシア	99	▲ 6.7	0.7	64	8	27	錦鯉	いわし	ソース混合調味料
19	アラブ首長国連邦	88	+ 15.9	0.6	72	1	15	清涼飲料水	牛肉	ソース混合調味料
20	マカオ	58	▲ 6.4	0.4	34	0	23	牛肉	真珠(天然・養殖)	アルコール飲料
-	E U	724	+ 6.4	5.3	618	19	87	アルコール飲料	ソース混合調味料	牛肉
-	世界	13,581	+ 1.6	100.0	9,059	621	3,901	アルコール飲料	ホタテ貝(生鮮等)	牛肉
-	少額貨物	961	+ 25.2	-	-	-	-	-	-	-
-	世界(少額貨物等含む)	14,541	+ 2.9	-	-	-	-	-	-	-

※金額構成比は、少額貨物を含まない全体額を母数としている。

ベトナム向けの実績の中で、魚介類（さば、かつお・まぐろ、さけ・ます、ぶり）の合計で、144億円と、全体の20.66%となっているが、商工省政略研究室の発表によると、輸出加工向けの輸入額が大きい事から、これらの品目はベトナム国内にある輸出加工水産業者向けの原料としての輸出が多くを占めており、反面、国内で消費される分は少ないと思われる。

ベトナムの農林水産・食品輸入状況

製品群	輸入額 (単位：10億USD)	2022年比
農産物	25.22	- 8.3%
畜産物	3.53	- 4.4%
水産物	2.61	- 4.1%
林産物	2.25	- 27.5%
輸出加工向け	7.28	- 11.1%

一方、[商工省政略戦略研究室](#)の発表によると、2023年の農林水産物の輸入総額は、409億4,000万USDとなり、2022年比で9.6%減少した。また、国別でみると、TOP5は下記の5カ国となった。

国名	輸入額 (単位：10億USD)	市場占有率
中国 (前年比：9.8%減)	3.425	8.4%
ブラジル (前年比：1.9%減)	3.188	7.8%
アメリカ合衆国 (前年比：14%減)	3.156	7.7%
アルゼンチン	2.469	6.0%
オーストラリア	2.279	5.6%
その他	26.419	64.5%

また、同報告によると、ベトナムの主要輸入品目は下記の通りとなっている。

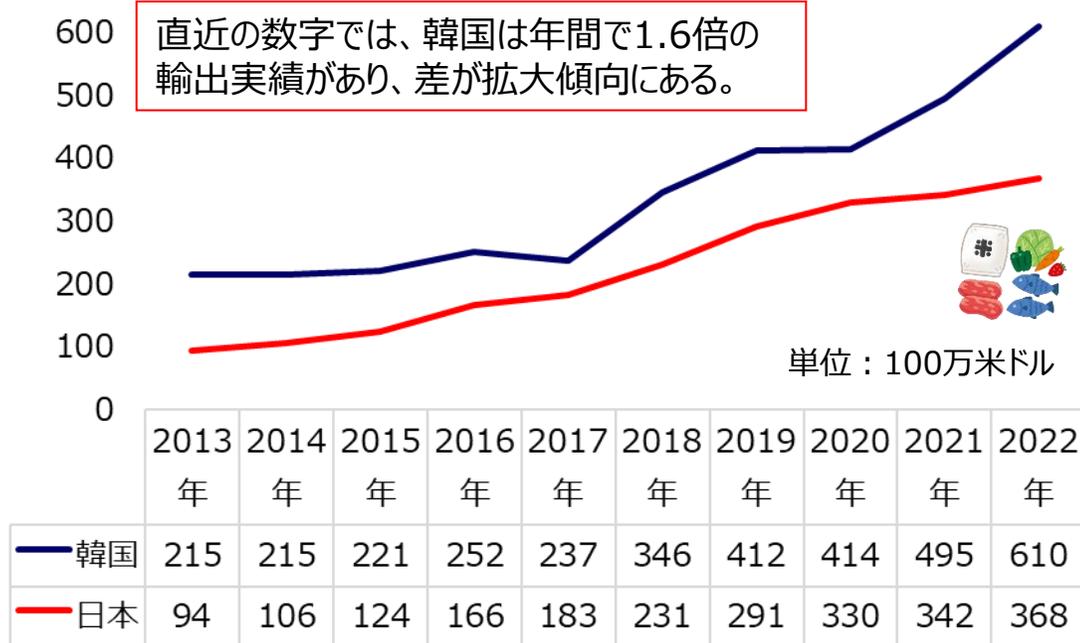
品目	輸入額 (単位：10億USD)	2022年比
飼料および原材料	4.99	-10.8%
作物由来製品	3.65	+3.5%
カシューナッツ	3.18	+18.9%
トウモロコシ	2.88	- 13.7%
あらゆる種類の綿	2.85	- 29.3%
ゴム	2.26	- 28.4%
木材および木製品	2.19	- 27.8%
野菜類	1.96	- 5.7%

背景2 補足



米国「IHS社」作成のデータベースであるグローバル・トレード・アトラス（GTA）を参照すると、ベトナムには各国から様々な食品が輸入されている。たとえば韓国と比較した場合に、10年代半ばから数字をのびさせて、日本からの数字は伸びきれておらず水を開けられている。明確な差があるがその分、まだ伸びしろがある可能性がある。そのためにはベトナム側のニーズやローカライズ戦略や品質を含めたブランド力を多角的に分析する必要がある。また、注意点として、ベトナムでは青果物や水産物含めて様々なものが、違法に多く持ち込まれている。そのため、貿易統計には計上されず、実際のニーズが存在するのにデータとして反映されていない、非公式な日本からの輸入品があると考えられる。これは他国からの輸入も同様である。

日本と韓国の対ベトナムへの食品輸出金額（2013年⇒2022年）



食品輸入状況の参考として、食肉や農産物、穀物、水産物を含むHSコード「02」「03」「04」「05」「06」「07」「08」「09」「10」「11」「12」「13」「14」「15」「16」「17」「18」「19」「20」「21」「22」「23」を合算した数字を入れている。

日本と韓国の対ベトナムへの梨の輸出金額（2013年⇒2022年）



HSコード「080830」（Pears = 梨）。

背景3

農水省が公表した、2013年～2023年のベトナム向け輸出金額推移は下記の通り。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
1	ホタテ貝（生鮮等） 70億円	ホタテ貝（生鮮等） 68億円	ホタテ貝（生鮮等） 61億円	粉乳 37億円	粉乳 55億円	粉乳 57億円	粉乳 74億円	粉乳 91億円	粉乳 93億円	粉乳 108億円	粉乳 108億円
2	植木等 30億円	植木等 20億円	粉乳 27億円	さけ・ます 21億円	植木等 34億円	さば 31億円	さば 51億円	さば 60億円	さば 61億円	さば 62億円	清涼飲料水 47億円
3	いか 19億円	さば 17億円	さば 21億円	いか 18億円	かつお・まぐろ類 21億円	植木等 29億円	さけ・ます 22億円	かつお・まぐろ類 38億円	清涼飲料水 33億円	清涼飲料水 57億円	さば 42億円
4	さば 18億円	かつお・まぐろ類 14億円	さけ・ます 13億円	ホタテ貝（生鮮等） 16億円	さば 16億円	さけ・ます 22億円	アルコール飲料 19億円	ぶり 27億円	ぶり 30億円	植木等 35億円	かつお・まぐろ類 37億円
5	豚の皮 15億円	いか 13億円	かつお・まぐろ類 12億円	かつお・まぐろ類 14億円	さけ・ます 16億円	かつお・まぐろ類 18億円	かつお・まぐろ類 18億円	植木等 22億円	植木等 24億円	さけ・ます 30億円	さけ・ます 35億円
6	かつお・まぐろ類 11億円	さけ・ます 12億円	植木等 9億円	さば 14億円	いか 12億円	アルコール飲料 18億円	ぶり 17億円	さけ・ます 21億円	かつお・まぐろ類 21億円	アルコール飲料 25億円	ぶり 30億円
7	さけ・ます 10億円	粉乳 11億円	いか 8億円	植木等 14億円	アルコール飲料 9億円	たばこ 17億円	植木等 13億円	清涼飲料水 19億円	さけ・ます 17億円	ぶり 22億円	植木等 19億円
8	小麦粉 6億円	小麦粉 7億円	小麦粉 7億円	アルコール飲料 8億円	ホタテ貝（生鮮等） 8億円	清涼飲料水 10億円	清涼飲料水 12億円	アルコール飲料 13億円	アルコール飲料 15億円	かつお・まぐろ類 16億円	アルコール飲料 18億円
9	牛・馬の皮 6億円	播種用の種等 4億円	アルコール飲料 6億円	清涼飲料水 6億円	清涼飲料水 8億円	いか 10億円	ソース混合調味料 10億円	ソース混合調味料 11億円	ソース混合調味料 13億円	ソース混合調味料 13億円	ソース混合調味料 15億円
10	ゼラチン 5億円	ゼラチン 4億円	ゼラチン 6億円	播種用の種等 6億円	小麦粉 6億円	ソース混合調味料 8億円	たばこ 8億円	豚の皮 8億円	豚の皮 10億円	牛肉 11億円	牛肉 10億円

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

粉乳が108億円となり、日本全体の2023年度輸出金額（172億円）の約63%を占めている。

清涼飲料水は47億円で、中間層の拡大により、健康志向の飲料（緑茶、黒酢飲料、ビタミン強化飲料など）の需要が高く、日本製品は高品質で健康に良いイメージが強い。ベトナムの清涼飲料水市場は年々拡大しているが、日本企業を含め国内生産企業も多く、直近では輸出金額が減少している。

魚介類（さば、かつお・まぐろ、さけ・ます、ぶり）の合計で、144億円と、全体の20.66%となる。ベトナムは輸出水産加工業者が多く、輸入した魚介類を加工し、欧米、日本、韓国などの市場向けに輸出しているため、これらの金額の多くは輸出加工企業向けの原料として輸出されており、国内消費の割合は多くないと思われる。2023年は、世界経済の冷え込みや周辺国との価格競争により、水産加工品輸出額は前年比で17.8%減となった事により減少したと思われる。

アルコール飲料は18億円となり、初めてランキングに入った2015年比で、3倍となる。

ソース混合調味料も2018年比で、1.875倍と伸びており、日本食レストランが増加している事が予測される。

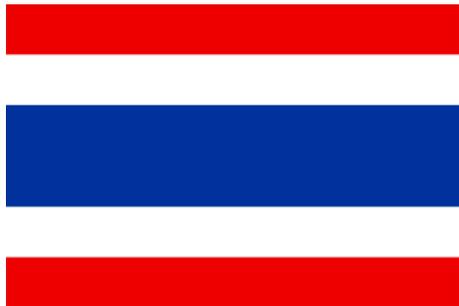
日本の植木（主にマキ）が輸入されている。ビジネスビルの玄関に飾られたり、高級レジデンスに日本庭園スペースが作られるなど、安定したニーズが見受けられる。

「粉乳」、「清涼飲料水」が多く、全体の20.66%を占める「魚介類」も、多くが輸出加工水産業者の原料として使用されており、実際に現地で消費されている割合は、まだ多くないと思われる。

背景4

農林水産省「海外における日本食レストラン数の調査結果（令和5年）」によると、東南アジア主要国および香港・台湾の日本食レストラン数は下記の通りである。

ベトナム現地の日本食材大手卸売業者経営者によると、2004年の同社設立時には、日本食レストランは全国に約100店舗しかなかったが、20年たった現在は、1,620店舗、16.2倍まで急増しており、経済成長と共に増加する中間層～富裕層は、日本食を食べる機会が多くなっていると思われる。しかし周辺国と比較するとまだに日本食レストラン数は多くなく、外食で食べる人がほとんどで、日本食材を自宅で調理をして食べる人は少ないのが現状である。また、アンバサダーになり得る日本食レストランの従業員も、日本食および日本産アルコールに詳しい人は多くなく、今後、「日本からの農林水産物・食品輸出額」を増やすためには、物流・小売・飲食業に係る企業が一体となり、より良い日本食体験をベトナム消費者に届けていく必要があると考えられる。



タイ：5,330店舗



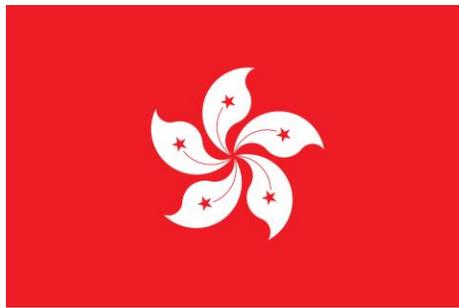
マレーシア：1,890店舗



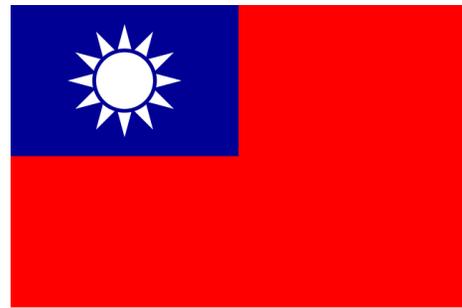
インドネシア：4,000店舗



シンガポール：1,210店舗



香港：1,400店舗



台湾：7,440店舗



フィリピン：740店舗



ベトナム：1,620店舗

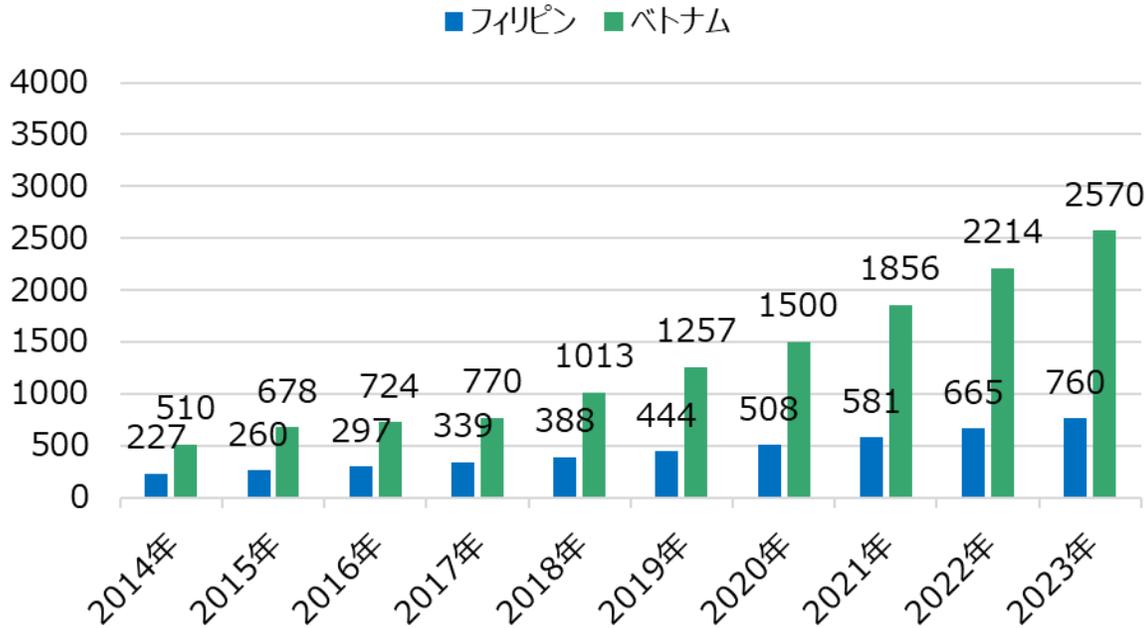
背景5 : フィリピンとの比較



農林水産省調査「海外における日本食レストラン数の調査結果」によると、2021年に581店舗、2022年に665店舗、2023年に760店舗であった。人口と国土に大きな違いはないが（人口はフィリピンが10%多く、国土は10%ベトナムが広い）、日本食レストラン数はベトナムの1/3程度。ただし、日本食品については、現状の輸出実績には差があるカテゴリーがある。たとえば、固形スープは2023年では年間金額で対ベトナムの3倍近い数字となっている。日本食以外のメニューのスープにも日本産が導入されている可能性や中間層に日本製スープが付加価値のある嗜好品として浸透している可能性、などが考えられる。

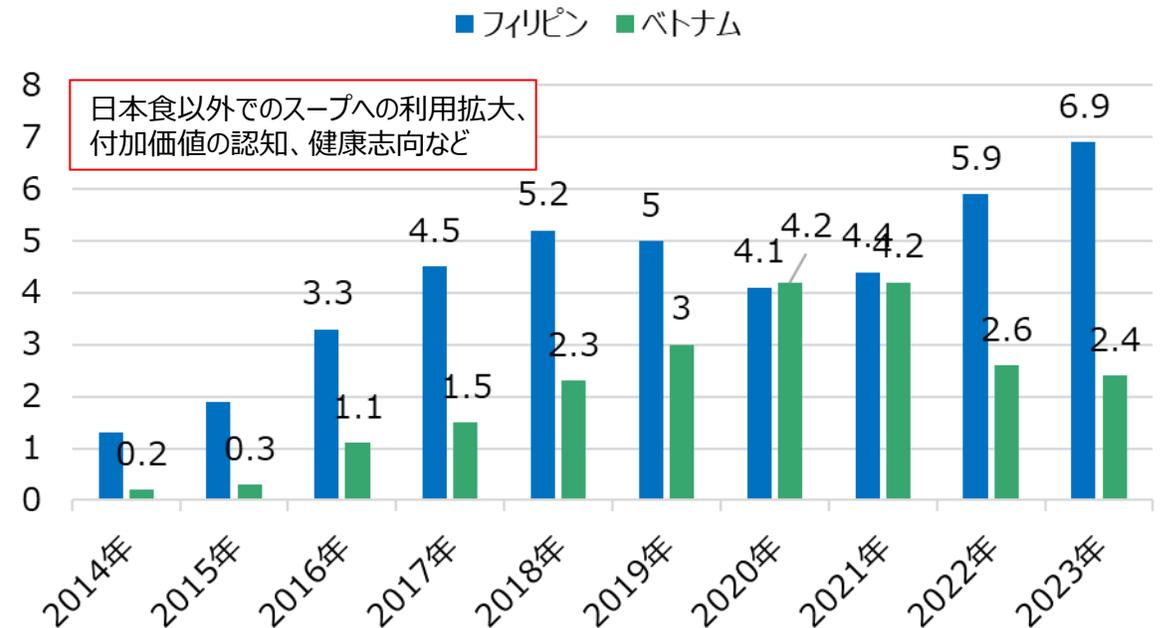
単位：店舗

日本食レストラン数（2014年⇒2023年）



単位：100万米ドル

日本からの固形スープの輸出実績（2014年⇒2023年）



店舗数については上記に加えて、推測値をいれており、その際に、コロナ禍の影響などの他要因は考慮しない

年平均成長率はベトナムは19.7%、フィリピンは14.4%である。

米国「IHS社」作成のデータベースであるグローバル・トレード・アトラス（GTA）を参照。HSコード2104（固形スープ・スープブロスなど）における『日本⇒フィリピン』の輸入の、年間総数

年平均成長率はベトナムは31.8%、フィリピンは20.4%である。

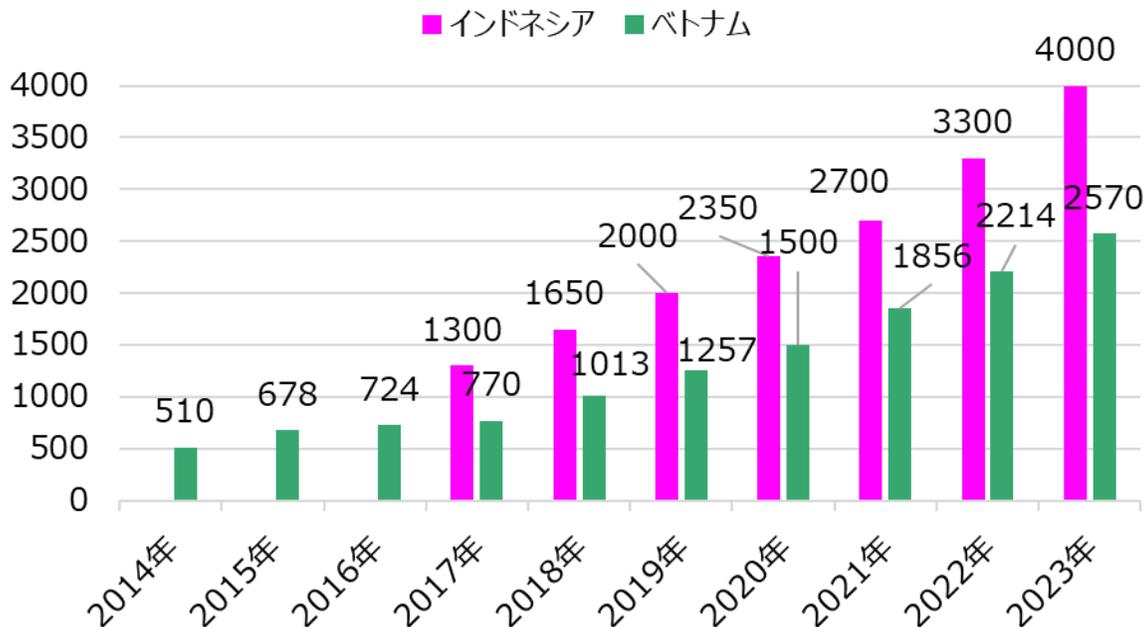
背景6 : インドネシアとの比較



農林水産省調査「海外における日本食レストラン数の調査結果」によると、2021年に2,700店舗、2022年に3,500店舗、2023年に4,000店舗であった。首都ジャカルタ中心に多くの日本食レストランが存在する。冷凍牛肉の輸出実績は2023年の数字で、対ベトナムの1/5程度である。ただし、日本食品について、差があるカテゴリーがあり、たとえばお茶は2023年では年間金額で対ベトナムと比較して、約1.4倍の輸入実績がある。上下はしているが、日本食レストランの増加と連動性も見られるため、インドネシアでは、中間層の嗜好品として受け入れられてきている可能性がある。

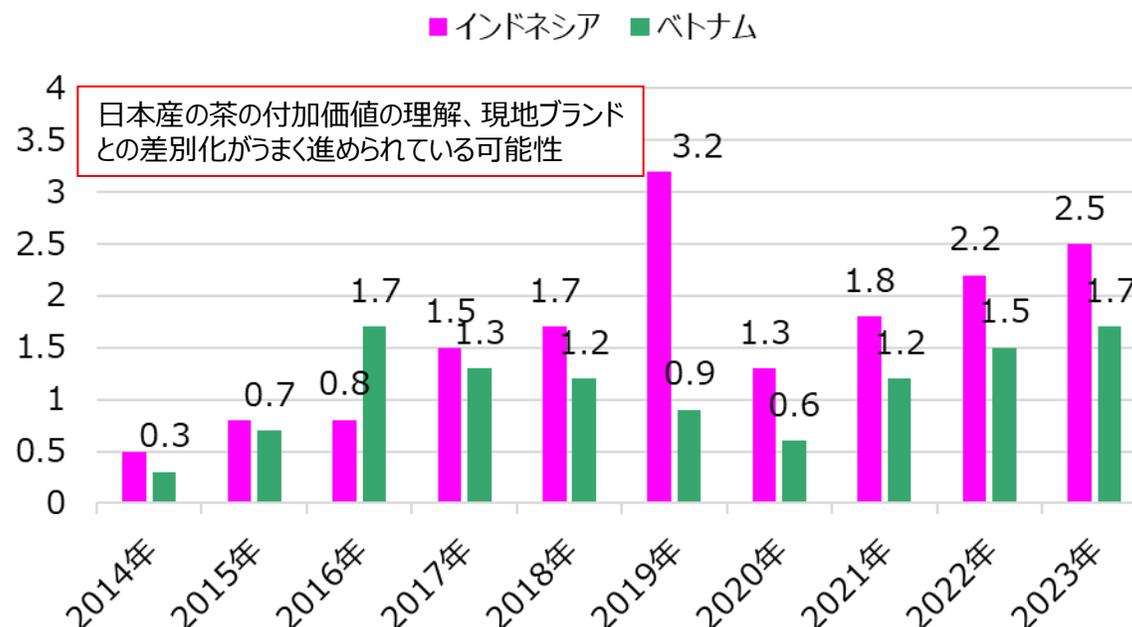
日本食レストラン数 (2014年⇒2023年)

単位：店舗



日本からのお茶の輸出実績 (2014年⇒2023年)

単位：100万米ドル



日本産の茶の付加価値の理解、現地ブランドとの差別化がうまく進められている可能性

店舗数については上記に加えて推測値をいれており、その際に、コロナ禍の影響などの他要因は考慮しない。参考となる情報がないために、2014-2016年のインドネシアは欠損値とする。

年平均成長率はベトナムは19.7%、インドネシアは13.3%である。

米国「IHS社」作成のデータベースであるグローバル・トレード・アトラス (GTA) を参照。HSコード0902のお茶 (緑茶・紅茶など) における『日本⇒インドネシア』の輸入の、年間総数

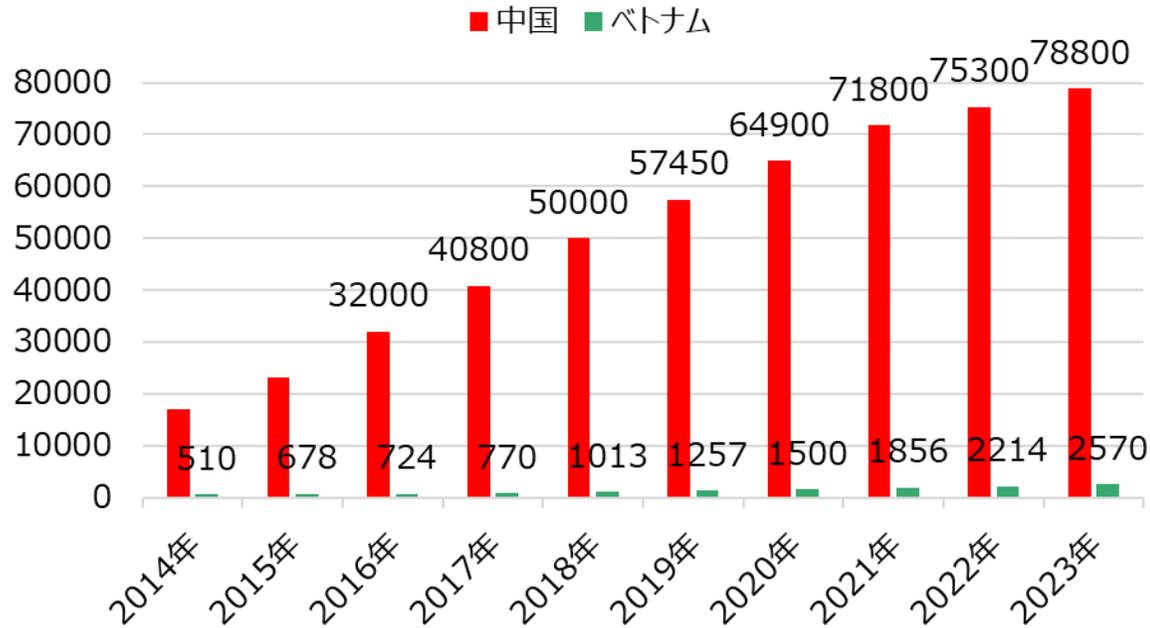
年平均成長率はベトナムは20.3%、インドネシアは19.6%である。

背景7 : 中国との比較



農林水産省調査「海外における日本食レストラン数の調査結果」によると、2023年時点の中国にある日本食レストラン数は、78,760店舗となっている。「日本食レストラン数」の年間成長率において、中国とベトナムの差は10%以上となり、「農林水産物・食品の輸出実績」も、約10%と大きな差がある。中国では日本食材を現地で生産販売している企業数が多いにも関わらず、日本食レストラン数の伸び率、農林水産物・食品輸出金額ともにベトナムを大きく上回っていることから、日本食市場がかなり成熟している事がわかる。

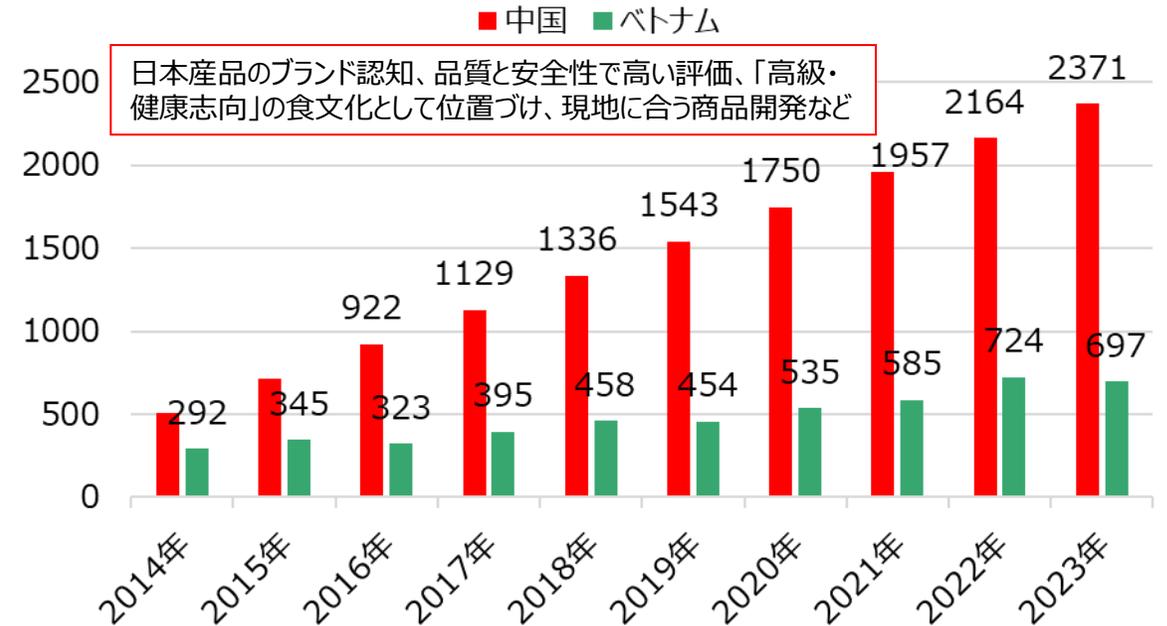
日本食レストラン数 (2014年⇒2023年) 単位：店舗



店舗数については上記に加えて推測値をいれており、その際に、コロナ禍の影響などの他要因は考慮しない

年平均成長率はベトナムは19.7%、中国は18.7%である。

日本からの農林水産輸出実績 (2014年⇒2023年) 単位：億円



日本製品のブランド認知、品質と安全性で高い評価、「高級・健康志向」の食文化として位置づけ、現地に合う商品開発など

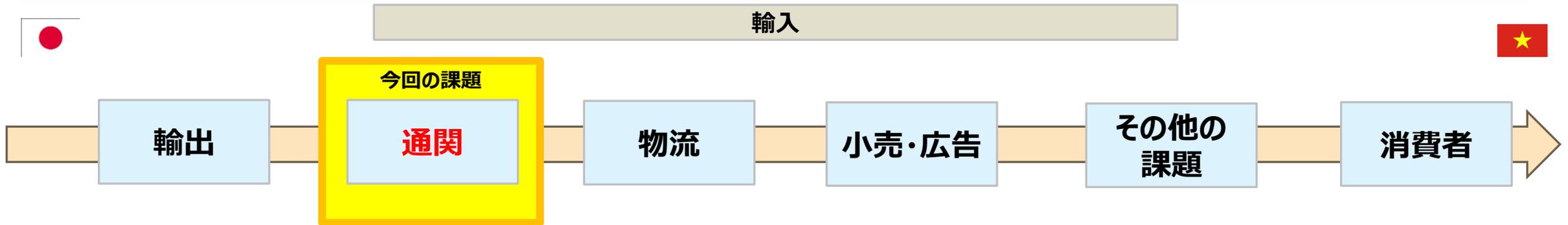
「農林水産物・食品の輸出実績」調査の2015年と2023年の数字を元に、予想された数字をいれており、その際に、コロナ禍の影響などの他要因は考慮しない

年平均成長率はベトナムは10.1%、中国は18.7%である。

問題の所在

輸出額の伸び悩みの原因/要因として、下記の様な問題が存在し、日本からの農林水産物・食品はその競争力を十分に発揮できていないのではないかとと思われる。

1. 通関時の課題
 (① 輸出入手続き、② 関税、③ 各種規制、④ 動植物検疫、⑤ その他)
2. 物流・インフラ・コールドチェーン・倉庫にかかる課題
3. 小売販売、広告等にかかる課題
4. その他の課題
 (ペットフードや飼料等、日本製品ニーズが高い品目で 手続き等障壁があるもの)



	メーカー、物流業者 関連当局	物流業者		メーカー (ベトナム側への各種サポート)	メーカー、物流業者、関連当局	
	フォワーダー、開示登録サ ポート会社、関連当局	フォワーダー、税関職員	フォワーダー、物流・倉庫関連 企業、ディストリビューター	小売業、ディストリビューター 広告関連企業	フォワーダー、開示登録サポート会社、 関連当局、税関職員、物流業、広告 関連企業、小売業	一般消費者、飲食店 宿泊施設など



1. 通関時の課題 ① 輸出入手続き

- 総括表

	課題	問題点	対応する根拠法	本資料の 該当ページ
1	輸出入手続きの効率化	煩雑な手続きで時間がかかることがある、予期せぬ自体が起こるため想定日程を組むことが難しく、進め方も非効率になってしまうなど。		18 ページ
2	検査機器の統一性	検査機器にムラがあり、自己開示手続き時はOKでも輸入時の専門検査では駄目になることが多い。	Decree 15/2018/ND-CP	18 ページ
3	税関担当官の対応	改善されてきている傾向があるが、対応が個人によって違うことがあり、明確化に課題がある。		19 ページ

1. 通関時の課題 ① 輸出入手続き

- 輸入品の分類および関連する輸入手続き

食品の輸入時、その品目が「専門検査の対象品」、「輸入許可が必要な物品」に該当するかの確認が必要となっているが、多くの食品が専門検査の対象品となっており、該当する場合、専門検査の手続きを進めなければならない

内容		参照関連法令・規則*1										
品目	説明											
専門検査の対象品	<ul style="list-style-type: none"> 概要: 販売目的での食品の場合、基本的に専門検査の対象品となる。専門検査は以下の2種類があり、品目を分け各関連当局が検査責任者となっている a. 食品衛生・安全検査 (管轄: 保健省、商工省、農業農村開発省。以下、対象となる食品の例となる) <table border="1"> <tr> <td>保健省 (MOH)</td> <td>栄養補助食品</td> </tr> <tr> <td>商工省 (MOIT)</td> <td>酒、ビール、ワイン、リングジュース、ヨーグルト、バター、食用油、小麦粉、米粉麺、パン粉、ジャム、フルーツゼリー等</td> </tr> <tr> <td>農業農村開発省 (MARD)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 植物由来品: 食用植物(リンゴ、レタス、コメ等) 動物由来品: 水産加工品(鮭、マグロ等)、加工肉製品(豚肉・食鳥肉等)等、多数が該当 </td> </tr> </table> b. 植物・動物検疫 (管轄: 農業農村開発省。以下、対象となる食品の例となる) <table border="1"> <tr> <td>植物検疫*2</td> <td>未加工あるいは一次加工済みであっても病害虫が付着する可能性がある物品</td> </tr> <tr> <td>動物検疫</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水産品: 生あるいは冷蔵/冷凍の水産品、包装済みの水産品 ※ 加工済み水産品(加熱、乾燥、燻製、塩漬け、発酵等)は対象とならない 肉製品: 生あるいは冷蔵/冷凍の肉製品、加工肉製品(ソーセージ、ハム、ジャーキー等) </td> </tr> </table> <p>・手続き: 当局の物品リストを参照し、当該物品の対象検査が1種類か、複数検査が必要か確認、検査申請を行う</p>	保健省 (MOH)	栄養補助食品	商工省 (MOIT)	酒、ビール、ワイン、リングジュース、ヨーグルト、バター、食用油、小麦粉、米粉麺、パン粉、ジャム、フルーツゼリー等	農業農村開発省 (MARD)	<ul style="list-style-type: none"> 植物由来品: 食用植物(リンゴ、レタス、コメ等) 動物由来品: 水産加工品(鮭、マグロ等)、加工肉製品(豚肉・食鳥肉等)等、多数が該当 	植物検疫*2	未加工あるいは一次加工済みであっても病害虫が付着する可能性がある物品	動物検疫	<ul style="list-style-type: none"> 水産品: 生あるいは冷蔵/冷凍の水産品、包装済みの水産品 ※ 加工済み水産品(加熱、乾燥、燻製、塩漬け、発酵等)は対象とならない 肉製品: 生あるいは冷蔵/冷凍の肉製品、加工肉製品(ソーセージ、ハム、ジャーキー等) 	法令・規則: ・Decree 69/2018/ND-CP 物品リスト: ・保健省: Circular 28/2021/TT-BYT ・商工省: Decision 1182/2021/QD-BCT ・農業農村開発省: Circular 11/2021/TT-BNNPTNT
保健省 (MOH)	栄養補助食品											
商工省 (MOIT)	酒、ビール、ワイン、リングジュース、ヨーグルト、バター、食用油、小麦粉、米粉麺、パン粉、ジャム、フルーツゼリー等											
農業農村開発省 (MARD)	<ul style="list-style-type: none"> 植物由来品: 食用植物(リンゴ、レタス、コメ等) 動物由来品: 水産加工品(鮭、マグロ等)、加工肉製品(豚肉・食鳥肉等)等、多数が該当 											
植物検疫*2	未加工あるいは一次加工済みであっても病害虫が付着する可能性がある物品											
動物検疫	<ul style="list-style-type: none"> 水産品: 生あるいは冷蔵/冷凍の水産品、包装済みの水産品 ※ 加工済み水産品(加熱、乾燥、燻製、塩漬け、発酵等)は対象とならない 肉製品: 生あるいは冷蔵/冷凍の肉製品、加工肉製品(ソーセージ、ハム、ジャーキー等) 											
輸入許可が必要な物品	外国貿易管理法の一部条項に関する細則を定めた、Decree 69/2018/ND-CPIに、輸入禁止品目、輸入管理品目および供給調整品目が定められている。											

補足説明: 日本側での加工/製造施設の事前登録について

加えて、以下の物品については、輸出者が日本側で加工/製造施設の事前登録を済ませなければならない点に留意

- 水産物(加工品含む、活水産動物除く): 最終加工施設を事前に登録する必要あり(施設所在の都道府県の管轄部局で申請可能)
- 食肉(食鳥肉・牛肉・豚肉): 製造施設について「ベトナム向け輸出食鳥肉取扱施設」又は「ベトナム向け輸出食肉取扱施設」として事前に認定されていない(同上)

*1. 関連当局が発行している物品リストにより当該品目が対象となっているか確認が可能 *2. 植物検疫に関して病害虫リスク分析に関する検疫条件がベトナム側で規定されていないため果物・野菜の大多数が日本から輸出できない点に留意【出所: 各種関連法令・規則(上記参照法令・規則)】

1. 通関時の課題 ① 輸出入手続き

- 輸入通関手続き

ベトナムへ物品到着後、輸入者*1は所定の通関手続きを進める必要がある。

概要	参照関連法令・規則
<p>申請方法: •VNACCSシステム(ベトナムの通関ITシステム)で電子申請(あるいは税関総局または支店に対して直接申請)</p> <p>通関手続きの所要時間: •書類の受理・登録・確認: 申告者による書類提出から即時 •税関申告書(輸入申告書)が提出された後、必要な検査が決定され、税関が検査を実施する ✓ 書類検査: 必要となる通関書類一式受領後、2営業時間以内 ✓ 現物検査: 税関当局への物品提出完了後、8営業時間以内 (特別な場合は除く)</p> <p>主な必要書類: •税関申告書(輸入申告書) •関連する証憑書類: 売買契約書、インボイス、船荷証券(B/L)、原産地証明書 •専門検査証明書あるいは輸入許可証 (当該物品が「専門検査の対象品」あるいは「輸入許可が必要な物品」の場合)</p> <p>補足説明: 税関申告(輸入申告)について 所要時間:</p> <ul style="list-style-type: none"> 税関申告書は、物品が「国境検問所に到着する以前」あるいは「国境検問所に到着後30日以内」に提出できる 税関申告書は登録日より15日以内の通関手続きに利用可能 <p>申告後の流れ: 税関申告書が提出された後、申告者法令順守履歴等を基にリスクレベルを評価し、システムで自動的に以下の3つに分類される (Circular 38/2015/TT-BTC、Decree 08/2015/ND-CPにて規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 青コード: 現物検査の免除。税金・手数料等の支払いのみのチェックとなる 黄コード: Circular 38/2015/TT-BTCの16条に規定された書類を含む書類検査が課される。必要書類は荷渡し指図書(D/O)、パッキングリスト、関税価格申告書、インボイス、専門検査証明書/輸入許可証(必要な場合)等となる 赤コード: 黄コードと同様の書類検査および物品の現物検査が課される 	<ul style="list-style-type: none"> •Custom Law 54/2014/QH13 •Decree 08/2015/ND-CP •Circular 38/2015/TT-BTC •Decision 1966/QD-TCHQ

*1.ベトナムへ物品を輸出する場合、ベトナム側の輸入(・販売)パートナーと組んでいるケースが多く、日越双方で協力・分担して手続きを進めることになる。食品では前述のように専門検査のような各種手続きを進める必要があるため、輸入経験が豊富な事業者と組むと円滑に進みやすい
 【出所: 各種関連法令・規則(上記の参照関連法令・規則)】

1. 通関時の課題 ① 輸出入手続き

- 専門検査の手続き

専門検査の対象品は、申請を行い、管轄当局による検査を受けなければならない。
 検査を経て発行される専門検査証明書は、輸入通関時に要求される必要書類の一つとなっている。

		a. 食品衛生・安全検査 (保健省・商工省・農業農村開発省の管轄)	b. 植物動物検査 (農業農村開発省の管轄)																						
					植物検査	動物検査																			
1 申請	申請方法	物品がベトナムに到着する前、あるいは到着した時に、指定された検査機関に対して必要書類を直接提出。またはNSW(National Single Window: 貿易関連手続き電子化・窓口の一本化のためのシステム)を通じて提出*1※検査は下記3種に分類	必要書類を植物保護局傘下の植物検査管轄当局 (農業農村開発省が9機関を指定している)に対して直接・郵便で提出あるいはNSWを通じて提出		<ul style="list-style-type: none"> 必要書類を動物衛生局に対して直接・郵便・電子メール・FAXで提出あるいはNSWを通じて提出 同局は申請を処理、申請者および国境の動物検査機関に対し、電子メールあるいはNSWを通じて検査の承認・指示書を提供 申請者は検査の承認・指示書を受け取った後、物品が出入国地点に到着する前に、検査申告のための書類を国境の動物検査機関に対して直接・郵便・電子メール・FAXで提出あるいはNSWを通じて提出 																				
	必要書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>書類確認</th> <th>サンプル検査</th> <th>実地検査</th> <th>主な対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減検査</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>信頼性の高い輸入者や品目</td> </tr> <tr> <td>通常検査</td> <td>○</td> <td>△ (ランダム)</td> <td>×</td> <td>一般的な輸入品</td> </tr> <tr> <td>厳重検査</td> <td>○</td> <td>○ (全数)</td> <td>○</td> <td>過去問題のあった品やリスク高い品</td> </tr> </tbody> </table> 通常検査および厳重検査の場合: ・食品衛生・安全検査申請書 ・製品自己公表申請書 ・パッキングリストのコピー ・輸出国の権限ある機関によって発行された食品安全要件の充足証明書の原本 (陸生・水生動物・植物の由来品の場合に必要) ※ただし、加工あるいは包装済み製品を除く	分類	書類確認	サンプル検査	実地検査	主な対象	軽減検査	○	×	×	信頼性の高い輸入者や品目	通常検査	○	△ (ランダム)	×	一般的な輸入品	厳重検査	○	○ (全数)	○	過去問題のあった品やリスク高い品	<ul style="list-style-type: none"> 輸出植物検査管轄機関発行の植物検査証明書 輸入植物の植物検査許可証*2 (Circular 30/2014/TT-BNNPTNTの2条に規定されているリストに該当する場合に必要) ※植物検査および食品衛生・安全検査の両方が必要とされる食品の場合、食品衛生・安全検査の必要書類を同封しなければならない 		検査申請のための書類*3 ・動物検査申請書 ・輸出国の動物検査管轄機関発行の輸出検査証明書のコピー ※輸入許可が必要な動物/由来品の場合には輸入許可証が必要 検査申告のための書類 ・動物検査申告書 ・輸出国の動物検査管轄機関発行の輸出検査証明書の原本
分類	書類確認	サンプル検査	実地検査	主な対象																					
軽減検査	○	×	×	信頼性の高い輸入者や品目																					
通常検査	○	△ (ランダム)	×	一般的な輸入品																					
厳重検査	○	○ (全数)	○	過去問題のあった品やリスク高い品																					
2 検査実施	検査概要	軽減検査・通常検査・厳重検査のうち、通常検査が適用される。どの検査でも書類検査は実施、厳重検査ではサンプル検査も実施。	検査管轄機関:植物保護局 予備検査(貨物の外観・梱包チェック等)および詳細検査(貨物の中身、サンプル検査等)が実施される		検査管轄機関: 動物衛生局 検査申告書類および貨物実態の検査、サンプル採取して獣医学的衛生条件を検査、輸送・保管手段の獣医学的衛生条件を確認																				
	検査期間	通常・軽減検査: 3営業日以内、厳重検査の場合:7営業日以内	24時間以内		水生動物/由来品の場合: 3-5日、陸生動物/由来品の場合: 45日以内																				
3 検査完了		検査が合格の場合、以下名称の専門検査証明書が発行される a. 食品衛生・安全検査の場合: 検査合格通知書 b.植物・動物検査の場合: 植物検査証明書 あるいは 動物検査証明書																							
参照関連法令・規則		Decree 15/2018/ND-CP	Circular 33/2014/TT-BNNPTNT Circular34/2018/TT-BNNPTNT Circular15/2021/TT-BNNPTNT		Circular 25/2016/TT-BNNPTNT、Circular 35/2018/TT-BNNPTNT、Circular 26/2016/TT-BNNPTNN、Circular 36/2018/TT-BNNPTNT、Circular 06/2022/TT-BNNPTNT, Law on Veterinary medicine 79/2015/QH13																				

*1. NSWを利用する場合、NSWを通じて申請できる物品かどうかの確認が必要; *2.多数の物品が該当。病害虫リスク分析手続きをベトナム植物保護局に申請し、許可されれば植物検査許可証が発行される (申請手続きについてはCircular 43/2018/TT-BNNPTNT、Circular 11/2022/TT-BNNPTNT、病害虫リスク分析の手続きについてはCircular 36/2014/TT-BNNPTNTで規定されている); *3. 陸生動物/由来品と水生動物/由来品で「申請書・申告書のフォーマットが異なる」(陸生動物・由来品: Circular 25/2016/TT-BNNPTNT & Circular 35/2018/TT-BNNPTNT; 水生動物・由来品: Circular 26/2016/TT-BNNPTNN、Circular 36/2018/TT-BNNPTNN & Circular 06/2022/TT-BNNPTNT)、「輸出検査証明書の提出タイミング(検査申請時あるいは検査申告時)が異なる」等、法令・規則上では多少の違いがある【出所: 各種関連法令・規則(上記の参照関連法令・規則)】

1. 通関時の課題 ① 輸出入手続き - 課題

問題点

輸入通関に関して、煩雑な手続きとスローペースでの対応、非協力的に感じる。
以前は、商品の抜き取りや潰し（箱がつぶれて中身に影響）が多く、放り投げられることもあった。
税関手続きをはじめとした各種手続きの効率化が重要だと思われる。

商品開示登録が済んだ製品でも、輸入時の食品衛生・安全検査の際、登録時の検査場とは異なる場所での検査となるが、検査機器が違うため、異なる結果が出る事があり、輸入ができず荷物が止まってしまう。（頻度は、20商品に1商品程度。）
日本政府には、ベトナム政府に対し、同じ機器で検査をする、認証機関の設置などを交渉して欲しいと感じている。

食品衛生・安全検査の検査機関としては、Decree 15/2018/ND-CP、第15条、1項に、「輸入食品の国家検査機関は、保健省、農業農村開発省、商工省から委任または指定された機関とする。輸入貨物に多くの省庁の管理権限下にある複数種の食品が含まれる場合、国家検査機関は農業農村開発省によって割り当てまたは指定された機関となる。」とあり、同政令第4条、1項、b) で製品自己開示手続きの為、「管轄当局により指定された試験所あるいはISO17025に準拠した試験所によって作成された食品安全データシートを準備する必要がある。」としている部分とはある程度一致するが、指定検査機関は多数あり、検査機関により検査機器が異なる可能性はあると考えられる。

例として、商工省より、輸入食品に対する国家検査機関と指定されている機関は7カ所確認できる。

リンク：[食品検査施設、国家検査機関、検定試験施設のリスト](#)

1. 通関時の課題 ① 輸出入手続き

- 課題

問題点

通関に関するルールはあるが、担当官によって対応が違うケースがある。
これまで何度も輸入してきた商品に対して、理由なく追加の書類を要求されたり、輸入不可となった例もある。
ここで対抗的な態度にでると、次回以降、厳しくなる恐れもある懸念があり、対応が難しいと感じている。
最近、シンガポールでも輸入を行っているが、日本からの輸出に関して決められた書類を提出すれば何の問題も無く通関できる。

通関で担当官により、対応が違うという問題は以前から多く存在するが、下記の様な意見もある。

- 自分の経験から言うと、通関については10年前に比べれば非常に楽になった。知っているから楽で、知らなければ大変なため、直近で進出している日本企業は苦勞をすと思う。
- 10年前に比べれば、今は格段に良くなっているのは事実、昔はある魚を輸入したら、検査と称してカットされ、商品にならずに廃棄するしかなかった事もある。
- 日本側の問題も多いので、まずは日本の仕組みを変えていく事が必要と思われ、それからベトナム政府への交渉になる。

1. 通関時の課題 ② 関税

- 総括

	課題	問題点	対応する根拠法	本資料の 該当ページ
1	特定原産地証明書の取得	経験の無い企業にとっては進め方が 分かりづらくハードルが高いので、障 壁になってしまう	Circular 06/2011/TT-BCT	23 ページ
2	HSコードの統一性	日本とベトナムでHSコードが異なる ことがあり、事前教示制度を使っても、 輸入時に指摘されることがある	Circular 31/2022/TT-BTC	23 ページ

1. 通関時の課題 ② 関税

- 優遇税率

輸入品に対して課税され、二国間あるいは多国間協定での優遇税率を適用したい場合は所定の手続きが必要。

【税金の支払い】

当該物品に課される各種税金およびその税率を確認する必要があり、また輸入税額はCIF価格を元に算出される輸入に課される主な税金は以下の通り。

- ✓ 輸入関税（二国間あるいは多国間協定で優遇税率が規定されている場合、所定手続きを経て適用可能）
- ✓ 付加価値税（VAT）

【代表的な二国間・多国間協定】

- ◆ 日本からの輸入は、日本・ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)、日越経済連携協定(JVEPA)、環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)等、優遇税率が設定されている場合がある。
- ◆ AJCEP、JVEPA、CPTPPの優遇税率の適用は、原産地基準を満たすこと等、各協定附属書の条件確認が必要であり、段階的税率移行が設けられている物品もあるため、そのスケジュールも要確認となる

【AJCEPの適用を受けるための条件】

- ◆ 「政令160/2017/ND-CP」に添付される優遇輸入関税の商品リストに記載されていること
- ◆ 輸出国がAJCEPの加盟国であること
- ◆ 商工省が規定する輸出国（AJCEPの加盟国）からベトナムに直接出荷される商品であること
- ◆ 特定原産地証明書（C/O、フォームAJ）【日本商工会議所発給】を取得すること

【JVEPAの適用を受けるための条件】

- ◆ 「政令 155/2017/ND-CP」に添付される優遇輸入関税の商品リストに該当すること
- ◆ 日本からベトナムへ輸入されること
- ◆ 日本からベトナムに直接出荷される商品であること
- ◆ 特定原産地証明書（C/O、フォームVJ）【日本商工会議所発給】を取得すること

【CPTPPの適用を受けるための条件】

- ◆ 「政令57/2019/ND-CP」に添付される優遇輸入関税の商品リストに該当すること
- ◆ 日本（またはほかの締約国）からベトナムへ輸入されること
- ◆ 日本（またはほかの締約国）からベトナムに直接出荷される商品であること
- ◆ CPTPPの商品の原産地に関する規定を満たし、生産者または輸出者が自ら原産性を証明すること

参照関連法令・規則

- Decree 120/2022/NDCP
- Decree 124/2022/NDCP
- Decree 115/2022/NDCP

1. 通関時の課題 ② 関税

- 例) 酒類にかかる関税率・特別消費税

優遇税率適用ケースの例として、通常関税率が高いアルコール飲料のケースを下記に記載する。

アルコール飲料の内、「清酒」、「焼酎」等は優遇税率の対象となるが、特別消費税法27/2008/OH12により、特別消費税の課税対象となっている。

■ アルコール類の輸入関税一覧表

HSコード	製品群	通常関税	WTO加盟国	フォームAJ	フォームVJ
2203	ビール	52.5%	35%	50%	65%
2203.0010	スタウト または ポーター	52.5%	35%	50%	65%
2204	ワイン	75%	50%	50%	65%
2205	ワイン（風味付け）	75%	50%	50%	65%
2206.0010	シードル または ペリー	82.5%	55%	50%	65%
2206.0020	清酒	82.5%	55%	0%	0%
2208.3000	ウイスキー	67.5%	45%	50%	65%
2208.5000	ジン および ジェネヴァ	67.5%	45%	50%	65%
2208.6000	ウォッカ	67.5%	45%	50%	65%
2208.9099	その他のもの（焼酎など）	67.5%	45%	4%	0%

■ 特別消費税

国会発行2008年11月14日付の特別消費税法27/2008/QH12などに基づき、タバコや酒類、24席未満の自動車、飛行機、ヨットなどの物品や、ダンスホール、マッサージ、カジノなどのサービスに対して、課税価額に各税率を乗じて課税される。

【酒類に対する特別消費税率】

改正特別消費税法（No.70/2014/QH13）によると、アルコール度数20%未満の酒類に関する物品税は、35%、20%以上は、65%（2018年1月1日以降）と設定されている。

日本から輸入された酒類に関し、清酒・焼酎は原産地証明書フォームVJを取得する事により、輸入関税を0%にすることができるが、その他の酒類に関しては、35%～50%と関税率が高い。また、アルコール度数20℃未満には35%、20℃以上には65%と特別消費税が加算されるため、清酒・焼酎以外は市場小売価格がより高額になる。

1. 通関時の課題 ② 関税

- 課題

問題点

特定原産地証明書の取得方法は、「経済産業省委託事業 EPAデスク」で詳しく開設されているが、輸出経験が豊富でない中小企業には少し難易度が高く、もう少しわかりやすく取得サポートができれば良いと思われる。

申請した後、商工会議所から内容不備で差戻の連絡があった際、商工会議所から詳しい説明を受ける事ができず、不備内容をEPAデスクへ、メールでの問い合わせもしくは、Zoomでの説明を受ける事ができるが、Zoomは人気があり予約がなかなか取れず、メールベースでの問い合わせになると、経験が無い企業には意味が分かりにくい事もある。

日本からベトナム向けに、「はと麦茶」を輸出する際、東京税関よりHSコード2101.30-000と回答があったが、ベトナム側でフォーダーからベトナム税関に確認すると、同HSコードは、「焙煎ちこり及びコーヒー代替品の他の焙煎品、その抽出物・エッセンス及び濃縮物」で、「はと麦茶」は、1904.10.90であると回答を受けた。

このケースのように、HSコードは通常、6桁コードまでは世界共通であるが、食品は多岐にわたるため、税関担当者が日本食品に対する経験や理解が足りない場合、通常とは異なるコードを採択される事が多々ある。

HSコードにより、関税率が全く異なる事もあるため、ベトナムへの輸入をする際、この問題により大きな影響を受ける事もある。

また、事前教示制度を利用して事前確認を行ったケースでも、実際の通関時に様々な理由をつけられ、結局他のHSコードを採択されてしまい、ひどい時には過去にさかのぼって追徴課税を科せられる場合もある。

1. 通関時の課題 ③ 各種規制

- 総括

	課題	問題点	対応する根拠法	本資料の 該当ページ
1	分析テスト用サンプル	日本から送った分析テスト用サンプルを受け取れないことがあり、送り直しなどで準備にも時間を要してしまう	Decree 15/2018/ND-CP	27 ページ
2	商品開示手続き	商品ごとに「商品開示手続き」を行う必要があるため、輸出入の準備に手間と費用が多くかかってしまう	Decree 15/2018/ND-CP	27 ページ

1. 通関時の課題 ③ 各種規制

- 事前準備：関連法令・規則への適合（準拠）の確認

当該物品の輸入・流通に際し、ベトナム各種法令・規則に適合（準拠）しなければならず、以下のような成分、包装・容器、商品ラベル等に関する法令・規則に適合（準拠）していることを事前に確認する必要がある。

項目	概要	参照法令・規則	タイミング	主な対象	
成分関連	残留農薬	使用される農薬についてポジティブリスト制が採用、農薬・食品の種類ごとにADI値(日常許容摂取値)およびMRL値(最大残留許容値)が定められている ※法令に記載されていない農薬の残留は認められていない	Circular 50/2016/TT-BYT on the maximum allowable amount of pesticides in food	輸入食品の検査段階 (通関前)	果物、野菜、茶葉、穀物
	動物用医薬品	動物用医薬品の残留についてMRL値の規制が定められている ※法令に記載されていない動物用医薬品の残留は認められていない	Circular 24/2013/TT-BYT on Maximum Allowable Veterinary Drugs in Food	輸入食品の検査段階 (通関前)	牛肉、豚肉、食鳥肉、魚介類、乳製品
	重金属	6種類(ヒ素、カドミウム、鉛、水銀、メチル水銀、スズ)について、食品の種類ごとにMRL値(最大残留許容値)が定められている ※法令に記載されていない重金属の含有は認められていない	QCVN 8-2:2011/BYT on the maximum residue levels for heavy metals in food	輸入食品の検査段階 (通関前)	魚介類（特に大型魚）、缶詰食品
	食品添加物	使用可能な食品添加物リストおよび使用対象食品ごとにおけるその最大許容値(ML値)が定められている ※ポジティブリスト形式で規定、同リスト未記載の食品添加物の使用・販売・輸出入は認められない	・Circular 24/2019/TT-BYT ・Circular 17/2023/TT-BYT	輸入許可申告時 (輸入前)	加工食品（飲料、菓子、インスタント食品）
	その他	◆有毒菌類：国家規格QCVN8-1:2011/BYTにおいて食品中にある有毒菌類の最大残留基準値が定められている ◆微生物：国家規格QCVN8-3:2012/BYTにおいて食品中にある微生物の最大残留基準値が定められている ◆食品の製造助剤：保健省決定46/2007/QD-BYTの第7章において食品中に含まれる生物的・化学的汚染の最大許容量、国家規格QCVN18-1:2015/BYTにおいて溶媒である製造助剤許容値が定められている		輸入許可申告時 (輸入前)	有毒菌類、微生物食品の製造補助剤
包装・容器	輸出食品の包装および容器は規定された国家技術規格の品質基準に合致することが求められる ※合成樹脂、ゴム、金属それぞれの材料により安全衛生の国家技術規格が異なるため注意が必要 また、販売前に必要となる製品自己開示書類に包装・容器の仕様について記載しなければならない	・Food Safety Law ・Circular 34/2011/TT-BYT ・Circular 35/2015/TT-BYT	自己開示手続 (日本から輸出前)	ペットボトル、缶、食品トレイ	
商品ラベル ^{*1}	食品種類ごと、商品名、商品に責任を持つ組織・個人名称・住所、原産地、数量(内容量)、製造年月日、消費期限、構成成分・分量、衛生安全性情報・警告、使用方法等表示義務項目が定められている ※ラベルには、ベトナム語による表記が義務付けられている	・Decree 43/2017/ND-CP ・Decree 15/2018/ND-CP	通関後、販売前までに	全ての輸入食品および飲料	

*1.本頁ではベトナムで販売する前に要求される商品ラベルの規定について説明している。そのため、輸入後に本規定に準拠したラベルを準備し貼付してもよい。ただし、「ベトナムに輸入される商品の元ラベルには、通関手続を行う際に外国語あるいはベトナム語で、商品名、原産地、商品の責任を負う組織または個人の名称が記載されていなければならない」(Decree 111/2021/ND-CP)と規定されていることに留意【出所：各種関連法令・規則(上記の参照関連法令・規則)】

1. 通関時の課題 ③ 各種規制

- 製品自己開示

ベトナム国内の食品製造業者及び食品販売業者は、Decree 15/2018/ND-CP 第4条、1項に従い、同政令第2項及び第6条に規定する商品以外の「包装済みの加工食品」、「食品添加物」、「食品加工助剤」、「食品容器」、「食品の一次包装」に関して、製品自己開示する必要があるとされている。

製品自己開示手続きは、ベトナム国内の食品製造業者・販売業者に義務付けられているため、ベトナム側の輸入者が異なる場合、それぞれ行う必要がある。

【出所：Decree 15/2018/ND-CP 第4条、1項】

概要		タイミング	参照法令・規則
手順 必要手順 マスメディアまたは自らのウェブサイト掲載で開示し、食品安全性に関する最新データ情報システムにも掲載する ※ 食品安全性に関する最新データ情報システムがない場合、書類を保管し、受領する機関のウェブサイトで組織・個人の名称 および製品名を開示するため省・市の人民委員会が指定する管轄国家管理機関に書類を1部提出する 申請書類 ・製品自己開示申請書 ・食品安全データシート(食品安全性試験結果書、12カ月以内に発行されたもの) 注意点 - 製品自己開示の書類はベトナム語で作成する必要があり、(1)商品名、(2)成分、(3)消費期限、(4)包装仕様および包装 資材、(5)製造者の名称・住所、等を記載しなければならない - 食品衛生・安全検査が課される物品については、本製品自己開示申請書の提出が規定されている		日本から輸出前	Law on food safety Decree 69/2018/ND-CP Decree 09/2018/ND-CP Decree 155/2018/ND-CP Decree 15/2018/ND-CP
製品開示登録 一部の製品（例：健康食品、医療用栄養食品、特別食用食品、36カ月齢以下の子供に使用される栄養製品など）については、保健省あるいは省・市の保健局に対して製品開示登録が義務付けられている 【Decree15/2018/ND-CP 第6条】			
補足説明: 食品安全データシート（食品安全性試験結果書）について 管轄当局により指定された試験所あるいはISO17025に準拠した試験所によって作成された食品安全データシートを準備する必要がある 本シートでは国際規定に基づくリスク管理原則に従い保健省により規定されたどの安全指標に従うか指定する必要あり ※保健省の規定がない場合、申告者が適用する基準を明確にする			

1. 通関時の課題 ③ 各種規制

- 製品自己開示

問題点

輸入を行うための自己開示手続きを進めるには、食品安全性試験のサンプルをベトナムで提出する必要がある。そこで、日本から郵送する際、ベトナム税関から（そのサンプルについて）「受け取りには自己開示手続きが必要である」と言われたという事例がある。これについて、明確なルールがあるのかどうかを知りたい。

上記の通り、**“自己開示手続きを進めるために必要なプロセスにおいて、その途中の段階（サンプルの輸入）で、手続き完了後の状態を求められてしまう”**という矛盾した状況が起きている。食品安全に関する法令において、自己開示用サンプルとなる『試験・研究目的の食品安全性試験用サンプル』は、国家検査の免除対象と定められている。これは、適切な数量であれば食品輸入の自己開示手続きのためのサンプルは国家検査が不要であることを意味し、ベトナム側で問題なくサンプルを受領できるということになっている。

ベトナムでは、新しい商品を輸入する際、自己開示を含む「商品開示」という手続きの完了が必要となる。これには、1商品ごとに費用が発生する。このベトナム特有のルールは、商品ごとに手続きを行うため、膨大な時間と費用がかかっている。日本の中小企業が多品目をベトナムへ輸出する場合に、大きな負担となる。ベトナムへの輸出をよりスムーズに進めるためには、この手続きの簡略化が望ましい。

他国の例として、シンガポールに食品を輸出する際、ベトナムで必須となるような分析試験を伴う「商品開示」は必須ではない。食品の安全性はあくまでも自主的に確認・保証することが推奨されている。ただし、食品を輸入する企業は、シンガポール食品庁（SFA）への事業者登録は必須である。これは加工食品や食品容器を輸入する前に済ませる必要があり、登録にはシンガポール税関に登録された個別企業登録番号（UEN）や銀行口座情報が求められる。その後、輸入者は輸入許可を得る際に、商品名、ブランド名、生産者名、原産国、数量といった輸入品の詳細情報を申告する。この情報申告をもって、商品は事前登録がされたものとみなされる。

【出典：JETRO https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/trade_05.html】

1. 通関時の課題 ④ 動植物検疫関係

- 総括（植物検疫）

	課題	問題点	対応する根拠法	本資料の 該当ページ
1	輸出できる品目が少ない	日本から輸出できる果物が少なく、ニーズが有るにも関わらず機会損失になっている	2515/QD-BNN-BVTV	32 ページ

1. 通関時の課題 ④ 動植物検疫関係

- 青果物の輸入手続き



ベトナムは輸入国別に植物検疫条件を設定しており、日本産生鮮野菜・果物について検疫条件が未規定のため、輸入できる生鮮野菜・果物は限定的となる

野菜・果物の日本からの輸入可否の確認の流れ

Step 1	輸入したい野菜・果物が植物検疫対象品目かどうか確認 (決定2515/QD-BNN-BVTVにHSコードで植物検疫の対象となるものが列記)
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 植物検疫対象品目でない: 検疫手続きが必要なく、輸入可能 • 乾燥しいたけのHSコード(0712.34000)は対象品目として指定されておらず、検疫手続きは必要なく輸入可能 • 大根の漬物のHSコード(2005.59)は植物検疫対象品目として指定されているものの「食酢・酢酸を加えて加工/ 保存されたものは対象外」となっており、検疫手続きは必要なく輸入可能 ◆ 植物検疫対象品目である: 植物検疫が必要であり、以下Step2へ進む

Step 2	「日本からの輸入が許可される植物検疫対象物のリスト」に 対象品目の記載があるかどうか確認
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ リストにある: 規定された検疫条件を満たせば輸入可能 ◆ リストにない: 検疫条件が規定されていないため輸出不可

日本からの輸入が許可される植物検疫対象物のリスト*

2020年3月20日に植物防疫部より更新され、2024年3月末時点で全211種が学名で 規定されている (例えばメロンは3品種が規定されており、その学名でない品種は対象外と なる点に留意)

種別	記載品数	品種概要
栽培物	種子	202 野菜98種、花97種、果実6種、樹木1種 •野菜の代表例: キャベツ(<i>Brassica oleracea</i> var. <i>capitata</i> 等)、ホウレンソウ(<i>Spinacia oleracea</i> 等)、シソ属(<i>Perilla</i> spp.), キュウリ(<i>Cucumis sativus</i>)、ニンジン(<i>Daucua carota</i> 等) •果実(6種): パパイア(<i>Carica papaya</i>)、メロン(<i>Cucumis melo</i> , <i>Cucumis melo</i> var. <i>makuwa</i> , <i>Cucumis melo</i> var. <i>reticula</i> の3種)、スイカ(<i>Citrullus lanatus</i> , <i>Cucumis vulgaris</i> の2種)
	苗木	3 • カーネーション(<i>Dianthus caryophyllus</i>) • シマカンギク(<i>Chrysanthemum indicum</i>) • リンゴ(<i>Malus domestica</i>)
	挿木	2 • キク属(<i>Chrysanthemum</i> spp.) • ナデシコ属(<i>Dianthus</i> spp.)
	塊茎	1 • コンニャク(<i>Amorphophallus konjac</i>)
果生 実鮮	3 • リンゴ(<i>Malus pumila</i>) • 日本ナシ(<i>Pyrus pyrifolia</i>) • ウンシュウミカン(<i>Citrus unshiu</i>)	

*詳細については農業農村開発省植物防疫部のウェブサイト参照(リストは更新及び改訂される)

なお、本リスト上には記載されていないが、生鮮野菜についてはレタスのみ日本からの輸入が許可されている 出所: [ベトナム農業農村開発省植物防疫部](#)、[日本農林水産省 植物防疫所](#)

1. 通関時の課題 ④ 動植物検疫関係

- 青果物の輸出状況



日本からのリンゴ輸出額を確認すると、ベトナム向けの輸出金額は、1.7億円（2023年）となり全体の5位だが、1トン当たりの輸出額は最も高くなっている。

日本からの野菜・果実等輸出額内訳（2023年）

品目名	2022年	2023年	前年比	構成比
青果物	467億円	444億円	▲ 4.8%	66.2%
りんご	187億円	167億円	▲ 10.7%	24.9%
ぶどう	54億円	52億円	▲ 4.1%	7.7%
いちご	52億円	62億円	+ 17.6%	9.2%
もも	29億円	26億円	▲ 10.0%	3.9%
かんしょ	28億円	29億円	+ 3.9%	4.3%
ながいも	27億円	34億円	+ 25.3%	5.0%
なし	13億円	12億円	▲ 11.5%	1.8%
メロン	13億円	11億円	▲ 13.5%	1.7%
かんきつ	13億円	13億円	+ 4.7%	2.0%
かき	12億円	11億円	▲ 7.0%	1.6%
その他の青果物	39億円	28億円	▲ 28.5%	4.1%
果汁	55億円	57億円	+ 3.1%	8.4%
その他	157億円	170億円	+ 8.1%	25.3%
野菜・果実等 計	679億円	671億円	▲ 1.2%	100.0%

注：四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある。

財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

リンゴの輸出額・国・地域別（2023年）

	国名	輸出額（量）	輸出額 前年比	輸出額 構成比
1	台湾	110.6億円（21,684トン）	▲ 14.5%	66.2%
2	香港	47.0億円（10,022トン）	▲ 3.1%	28.1%
3	タイ	4.2億円（885トン）	▲ 7.9%	2.5%
4	シンガポール	2.0億円（375トン）	+ 32.3%	1.2%
5	ベトナム	1.7億円（219トン）	▲ 10.9%	1.0%
-	その他	1.6億円（247トン）	-	0.9%
-	世界	167.1億円（33,433トン）	▲ 10.7%	100.0%

注：四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある。

財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

リンゴのベトナムへの輸出金額は、1.7億円となった。
近隣国のタイ（4.2億円）、シンガポール（2.0億円）と比較して少ない数字となっている。

【1トンあたりの輸出単価】

ベトナム：776,255円
シンガポール：533,333円、台湾：510,053円
タイ：474,576円、香港：468,968円

日本からのベトナム向けリンゴの輸出額は、
1トン当たりの輸出単価が周辺国よりもかなり高い

1. 通関時の課題 ④ 動植物検疫関係

- 輸出上位品目のベトナムでの輸入状況



日本からの輸出額上位品目の、「ぶどう」、「イチゴ」、「もも」に関して、各国からベトナムへの輸入金額（2022年）は下記の通りとなった。

ぶどう (HS0806.10)	
国名	輸入金額 (USD)
オーストラリア	55,698,035
中国	39,748,267
アメリカ	39,165,049
南アフリカ	17,040,810
韓国	7,974,792
ペルー	7,641,862
チリ	5,710,993
合計金額	172,979,808

イチゴ (HS0810.10)	
国名	輸入金額 (USD)
韓国	10,361,791
中国	1,271,244
合計金額	11,633,035

もも (HS0809.30)	
国名	輸入金額 (USD)
中国	2,196,261
合計金額	2,196,261

上記3品目に関して、日本からはまだ輸出できないが、2022年実績で、ぶどう（約268億1,187万円）、イチゴ（約18億312万円）、もも（約3億4,042万円）の市場がある事がわかり、特にイチゴ、ももは輸出国がそれぞれ2カ国、1カ国しかない。しかし、実際には大都市圏の高級フルーツ販売店で、違法輸入された日本産シャインマスカット等が販売されており、正式に輸入が認められることになれば、農林水産物・食品輸出金額の更なる増加が期待できる。

1. 通関時の課題 ④ 動植物検疫関係

- 青果物の課題



問題点

日本の果物はベトナムでも評価が高く、実際にベトナムの高級フルーツ販売店では、日本から輸入されたシャインマスカット、桃などが違法に輸入され、主に贈答用として販売されているが、正規輸入できる果物は一部にとどまっているのが現状で、チェーンストア等の正規ルート製品を販売する店舗では販売する事ができない。

※既にシャインマスカットは、韓国産が多く店舗で販売されており人気となっており、日本産は機会損失していると言える。

ベトナムから日本向けに輸出できる果物は、ドラゴンフルーツ（赤・白）、ライチ、カッチュー種のマンゴー、ロンガン、ココナッツ、成熟していないバナナなどがあるが、日本からベトナム向けに輸出できるものは、リンゴ（袋掛けあり・無し）、梨、温州みかんの3種類にとどまっている。

農林水産省も、青果物を輸出するためには、植物検疫条件や残留農薬基準などの輸出先国・地域の規制に対応する必要があると考えており、「植物検疫上日本産果樹等の輸入を認めていない国・地域への輸出解禁の要請、条件付き輸入を認めている国・地域への検疫条件緩和の要請及び検疫協議」、「青果物の残留農薬基準について、防除暦の見直しやインポートトレランス申請等の支援」、「その他の輸出上の制約となる品質保持流通体制の強化に向けた取組等の支援を行い、円滑な輸出に取り組める環境づくりを支援」を、日本青果物輸出促進協議会（<https://jpf-fruit-export.jp/index.html>）を立ち上げ、実施している。

また、現在、ベトナムから青果物の輸入解禁要請のある青果物は、「とうがらし生果実（平成21年2月13日申請）」、「スターアップル生果実」、「パッションフルーツ生果実」、「ポメロ生果実（令和3年2月3日申請）」となっているが、日本側の協議進行段階は、「①輸出国による輸入解禁要請の受付」となっており、今後、「②協議対象検疫有害動植物の特定」、「③関係者への意見聴取」、「④要請国におけるリスク管理措置の実施体制の評価」、「⑤パブリックコメントの募集の終了」と4つの段階が残されている。

1. 通関時の課題 ④ 動植物検疫関係

- 植物検疫手続き

ベトナムに野菜・果物を輸入する際には、地方植物検疫支局または国境植物検疫所による食品衛生・安全検査および検疫を受ける必要がある

対象品目は、「農業農村開発省国家管理当局所管物品リスト及び農業開発分野における専門検査対象輸出入品目リストのHSコード表の発行」をおこなった、Circular11/2021/TT-BNNPTNTに、対象となるHSコードの一覧表が記載されている。

		a.食品衛生・安全検査	b.植物検疫
申請	申請方法	物品がベトナムに到着する前、あるいは到着した時に、指定された検査機関に対して必要書類を直接提出。またはNSW(National Single Window: 貿易関連手続きの電子化・窓口の一本化のためのシステム)を通じて提出*1 ※上記、通常・嚴重検査の場合であり、簡略検査は税関に必要書類を提出	必要書類を植物保護局傘下の植物検疫管轄当局(農業農村開発省が9機関を指定している)に対して直接・郵便で提出あるいはNSWを通じて提出
	必要書類	通常検査および嚴重検査の場合: ●食品衛生・安全検査申請書 ●製品自己公表申請書 ●パッキングリストのコピー ●輸出国の権限ある機関によって発行された食品安全要件の充足証明書の原本 (陸生・水生動物・植物の由来品の場合に必要であり、日本の場合、自由販売証明書が該当。ただし、加工あるいは包装済み製品を除く)	● 輸出国の植物検疫管轄機関発行の植物検疫証明書 ● 輸入植物の植物検疫許可証*2 (Circular 30/2014/TT-BNNPTNTの2条に規定されているリストに 該当する場合に必要) ※植物検疫および食品衛生・安全検査の両方が必要とされる食品の場合、食品衛生・安全検査の必要書類を同封しなければならない
検査	検査概要	簡略検査・通常検査・嚴重検査の3種類があり、原則として通常検査が適用される。どの検査でも書類検査が実施され、嚴重検査ではサンプル検査も行われる	検査管轄機関:植物保護局 予備検査(貨物の外観・梱包チェック等)および詳細検査(貨物の中身、サンプル検査等)が実施される
	検査期間	通常検査・簡略検査の場合: 3営業日以内 嚴重検査の場合: 7営業日以内	24時間以内
検査完了		検査に合格した場合、以下の専門検査証明書が発行される a. 食品衛生・安全検査の場合: 検査合格通知書 b.植物検疫の場合: 植物検疫証明書	
関連法令・規則		Decree 15/2018/ND-CP	Circular 33/2014/TT-BNNPTNT, Circular 34/2018/TT- BNNPTNT, Circular 15/2021/TT-BNNPTNT

*1 NSWを利用する場合、NSWを通じて申請できる商品かどうかの確認が必要。*2 多数の物品が該当。病害虫リスク分析手続きをベトナム植物保護局に申請し、許可されれば植物 検疫許可証が発行される(申請手続きはCircular 43/2018/TT-BNNPTNT, Circular 11/2022/TT-BNNPTNT、病害虫リスク分析手続きはCircular 36/2014/TT- BNNPTNTで規定) 出所: 各種関連法令・規則(上記の参照関連法令・規則)

1. 通関時の課題 ④ 動植物検疫関係

- 総括（動物検疫）

	課題	問題点	対応する根拠法	本資料の 該当ページ
1	輸入可否条件の周知	加工食品（レトルト豚汁）を輸入する際に、「素材の中に豚肉が入っている」ので輸入できないと言われたケースもある。	Decree 69/2018/ND-CP	39 ページ

1. 通関時の課題 ④ 動植物検疫関係

- 畜肉の輸入手続き

「外国為替管理法の施行細則を定める政令69/2018/ND-CP」の別表1のIIに輸入禁止品目が挙げられているが、牛肉・豚肉・食鳥肉は対象外となっているため、輸入可能となっている。

輸出可能条件

【牛肉・豚肉・食鳥肉】

輸出可能な条件があり、牛肉・豚肉の場合は、ベトナム向け輸出食肉取扱施設として認定された施設で製造された生肉および内臓（心臓、肝臓および腎臓に限る。）であって、冷蔵または冷凍のものとされており、食鳥肉の場合は、ベトナム向け輸出食鳥肉取扱施設として認定された施設で製造された食鳥の生肉、冷凍肉、その他食鳥の生及び冷凍の可食部分（製造の過程において認定施設以外の施設を経由したものを除く。）とされる。

【豚肉】

CSF（豚熱）の影響により、ベトナム向け豚肉は、次の条件を満たすものについて輸出可能。

- 一部の国において停止の対象となる地域（CSF発生都道府県及びCSFワクチン接種都道府県。詳細は[農林水産省・動物検疫所のウェブサイト](#)を参照）以外で生産、処理されたもの。
- ワクチン接種豚を受け入れていない輸出施設で処理されたもの。

【食鳥肉】

鳥インフルエンザ発生に伴い、生産及び処理された都道府県によって一時的に輸出停止処置がとられることがある。詳細は[農林水産省・動物検疫所のウェブサイト](#)を参照。

施設の認定の手続き

ベトナム向け輸出食肉・食鳥肉を取り扱おうとする場合は、「ベトナム向け輸出食鳥肉の取扱要綱」、「ベトナム向け輸出食肉の取扱要綱」に基づく認定の手続きが必要。

1. 通関時の課題 ④ 動植物検疫関係

- 畜肉の輸入手続き

動物検疫

牛肉・豚肉・食鳥肉は、動物検疫の対象となり、輸出国で発行された輸出検疫証明書および食肉衛生証明書の提出が要求される。

（農業農村開発省の「動物由来食品の検疫を規定する通達25/2016/TT-BNNPTNT」（同省通達35/2018/TT-BNNPTNTによる一部修正）および「農業農村開発省の管轄範囲に属する商品のHSコード一覧表に関する通達15/2018/TT-BNNPTNT」付録I第1項目）

ベトナム向けに牛肉・豚肉・食鳥肉を輸出しようとする際、日本国内で当該食肉・食鳥肉の処理を行った認定施設を管轄する食肉衛生検査所または保健所に、食肉衛生証明書の発行を申請する必要がある、その後、食肉衛生証明書を添えて動物検疫所で輸出検査を受け、輸出検疫証明書の発行を受ける必要がある。

また、畜産加工品を輸出しようとする際、日本国内の対ベトナム輸出制度はまだ存在しない。

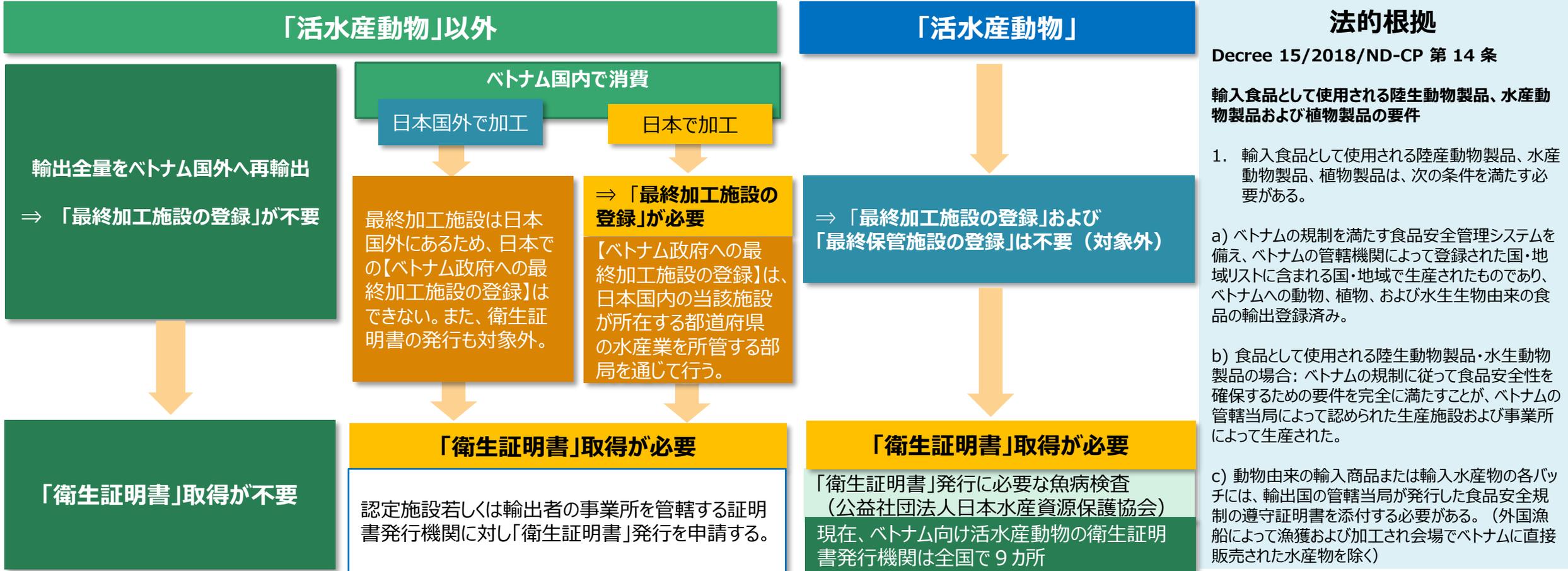
畜産加工品を輸出したい場合には、農林水産省「[輸出先国・地域との間で二国間の取り決めのない品目を輸出する際にはどうしたらよいか教えて欲しい](#)」を参照の上で、必要条件等についてベトナム当局に別途、確認いただく必要がある。

詳細は農林水産省「[証明書や施設認定の申請 アジア](#)」からベトナムの「ベトナム向け輸出食鳥肉の取扱要綱」及び「ベトナム向け輸出食肉の取扱要綱」を参照。

1. 通関時の課題 ④ 動植物検疫関係

- 水産物の輸入手続き

日本から水産物をベトナムに輸出する際、「ベトナム政府への最終加工施設の登録」と日本政府関係当局発行の「衛生証明書（Health Certificate）」が必要となる。ただし、水産物の種類や消費地によっては取得が不要な場合がある。詳細は下記の通り。



■ 活水産動物以外の水産食品で衛生証明書の添付が不要となる場合

下記に該当する場合は、ベトナムの規制により輸出国政府が発行する衛生証明書の添付は不要となっているので、要綱に基づく証明書の発行申請は不要である。

- (1) 外交目的で輸入される水産動物及びその製品
- (2) 輸出加工及び輸出製品の原材料として輸入される水産動物製品（※ベトナムから再輸出される水産動物製品のことである。）
- (3) 試験用サンプルとして使用される水産動物製品
- (4) 見本市に出展するために輸入される水産動物製品
- (5) リコールまたは返品された輸出食品である水産動物製品

1. 通関時の課題 ④ 動植物検疫関係

- 動物検疫手続き

ベトナムに牛肉・豚肉・食鳥肉を輸入する際には、動物貿易局による食品衛生・安全検査および検疫を受ける必要がある。

対象品目は、「農業農村開発省国家管理当局所管物品リスト及び農業開発分野における専門検査対象輸出入品目リストのHSコード表の発行」をおこなった、Circular11/2021/TT-BNNPTNTに、対象となるHSコードの一覧表が記載されている。

		a.食品衛生・安全検査	b.動物検疫
申請	申請方法	<p>物品がベトナムに到着する前、あるいは到着した時に、指定された検査機関に対して必要書類を直接提出またはNSW(National Single Window: 貿易関連手続きの電子化・窓口の一本化のためのシステム)を通じて提出*1</p> <p>※上記、通常・厳重検査の場合であり、簡略検査は税関に必要書類を提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類を動物衛生局に対して直接・郵便・電子メール・FAXで提出あるいはNSWを通じて提出 同局は申請を処理し、申請者と国境動物検疫機関に検疫承認と指示を電子メールまたはNSWで提供する 申請者は検疫の承認・指示書を受け取った後、物品が出入国地点に到着する前に、検疫申告のための書類を国境の動物検疫機関に対して直接・郵便・電子メール・FAXで提出あるいはNSWを通じて提出
	必要書類	<p>通常検査および厳重検査の場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生・安全検査申請書 製品自己公表申請書 パッキングリストのコピー 輸出国の権限ある機関によって発行された食品安全要件の充足証明書の原本 <p>(陸生・水生動物・植物の由来品の場合に必要であり、日本の場合、自由販売証明書が該当。ただし、加工あるいは包装済み製品を除く)</p>	<p>検疫申請のための書類:</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物検疫申請書 輸出国の動物検疫管轄機関発行の輸出検疫証明書のコピー <p>※輸入許可が必要な動物/由来品の場合には輸入許可証が必要</p> <p>検疫申告のための書類:</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物検疫申告書 輸出国の動物検疫管轄機関発行の輸出検疫証明書の原本
検査	検査概要	<p>簡略検査・通常検査・厳重検査の3種類があり、原則として通常検査が適用される。</p> <p>どの検査でも書類検査が実施され、厳重検査ではサンプル検査も行われる</p>	<p>検査管轄機関:動物衛生局</p> <p>検疫申告書類および貨物実態の検査、サンプル採取して獣医学的衛生条件を検査、輸送・保管手段の獣医学的衛生条件を確認</p>
	検査期間	<p>通常検査・簡略検査の場合: 3営業日以内</p> <p>厳重検査の場合: 7営業日以内</p>	3-5日
検査完了		<p>検査に合格した場合、以下の専門検査証明書が発行される</p> <p>a. 食品衛生・安全検査の場合: 検査合格通知書 b.動物検疫の場合: 動物検疫証明書</p>	
関連法令・規則		Decree 15/2018/ND-CP	Circular 26/2016/TT-BNNPTNT, Circular 36/2018/TT-BNNPTNT, Circular 06/2022/TT-BNNPTNT

*NSWを利用する場合、NSWを通じて申請できる商品かどうかの確認が必要出所: 各種関連法令・規則 (上記の参照関連法令・規則)

1. 通関時の課題 ④ 動植物検疫関係

- 動物検疫手続き

問題点

加工食品（レトルト豚汁）を輸入する際に、「素材の中に豚肉が入っている」ので輸入できないと言われたケースもある。

「外国為替管理法の施行細則を定める政令69/2018/ND-CP」の別表1のIIに輸入禁止品目が挙げられているが、豚肉は対象外となっているため、輸入可能となっているが、輸出可能な条件があり、ベトナム向け輸出食肉取扱施設として認定登録された施設で製造された生肉および内臓（心臓、肝臓および腎臓に限る）であって、冷蔵または冷凍のものとされている。

畜産加工品については二国間での輸出条件等の取り決めがないため、輸出を希望する品目に関して必要な条件についてベトナム当局に確認いただく必要がある。

【豚肉】

CSF（豚熱）の影響により、ベトナム向け豚肉は、次の条件を満たすものについて輸出可能。

- 一部の国において停止の対象となる地域（日本では、岐阜県、愛知県、滋賀県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、宮城県、岩手県、茨城県、千葉県、静岡県、東京都、兵庫県、佐賀県、新潟県、愛媛県）以外で生産、処理されたもの。（2024年11月15日現在）
- ワクチンを接種した豚を取り扱っていない輸出施設で処理されたもの。

1. 通関時の課題 ⑤ その他

- 総括

	課題	問題点	対応する根拠法	本資料の 該当ページ
1	他国との取り組みの差	韓国の例として、農協がベトナムに現地事務所を設けて、調査・売り込みを含めた政府との連携を図っている		41 ページ
2	プロモーションサポート	官民での大々的で包括的なPR戦略の必要性		43 ページ

1. 通関時の課題 ⑤ その他

- 青果物の課題



韓国は日本のJAと同じ機能の組織がベトナムに事務所を持っており、韓国政府が支援をしている。主に、ベトナム市場調査支援（消費者ニーズ、競合分析）やベトナム政府や規制当局との関係構築、輸入可能品目の拡大を目指した政策提案、韓国側サプライヤーと現地バイヤーの仲介など。特にフルーツに関しては積極的に輸入解禁をしてベトナム市場で販売している。

韓国の農業協同組合である、NACFは、「ASEAN域内輸出市場の中心であるベトナムへの高付加価値農産物の輸出拡大を推進し、ASEAN地域の輸出市場の構築に全力で取り組む」事を目的として、2023年4月4日にハノイ市に駐在員事務所を設立した。2023年4月3日には、NACF会長のイ・ソンヒ氏と、レ・ミン・カイ副首相（当時）との間で会談が行われ、様々な分野での今後の協力内容が話し合われた。

◆ ベトナムと韓国の関係深化

- **30年以上の国交樹立の成果：** 両国は多くの分野で重要な成果を上げ、関係が「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされた。
- **韓国の地位：** 韓国はベトナムにおける直接投資で第1位を維持し、開発協力、観光、労働分野では第2位。貿易分野も重要な協力分野。

◆ 韓国の「新村運動」の経験

- **新村運動の役割：** NACFは、1961年の設立以降、「新村運動」を通じて韓国の農村改革を支援し、住民の生活を向上させた。
- **ベトナムでの応用：** 韓国の成功体験は、KOICA（韓国国際協力事業団）による「ベトナム幸福プログラム」などのプロジェクトを通じて、ベトナムの農業や農村発展に活かされている。

◆ ベトナムへの期待と協力の方向性

- **農業と農村開発：** ベトナム政府は農業、農民、農村地域の発展を優先課題としており、NACFとの連携を通じて社会経済発展に寄与することを期待している。
- **韓国とベトナムの人々の交流：** 韓国に住むベトナム人、ベトナムに住む韓国人の存在が両国の緊密な関係を象徴しており、今後もこれらの交流を通じて国際的な発展を目指す。

◆ NACFの役割

- **協同組合分野での新たな覚書：** 両国の協力をさらに強化し、農業経済の促進を図る。
- **商業活動の社会的還元：** ベトナムでの活動から得た利益を社会活動に還元するという姿勢が強調された。

◆ 今後の展望

両国の協力は農業分野だけでなく、経済、文化、人材交流など多岐にわたる分野で拡大する可能性があり、韓国の経験と支援がベトナムの持続可能な発展に寄与することが期待される。

現在までの所、韓国政府が具体的にNACFのベトナムでの活動を支援しているという情報は得る事が出来なかったが、2023年6月、韓国政府はベトナムに対し、対外経済協力基金（EDCF）と経済協力増進資金（EDPF）を通じて、最大40億ドルの経済協力資金を提供することを決定しており、この資金は、ベトナムにおけるインフラ事業や経済発展を支援するものであり、NACFを含む韓国企業のベトナム市場での活動を後押しする基盤となっていると思われる。

1. 通関時の課題 ⑤ その他

- 青果物の課題



日本産のフルーツは販売価格が高いが、裕福なベトナム人は買い物をする時にあまり価格を気にしない。高級ショッピングモールでは売れるが、それ以外の場所で販売する場合、販売の仕方に工夫が必要である。

ユーロモニターによると、2020年の世帯収入で、2,500USD～4,999USD（30.2%）、5,000USD～7,499USD（21.8%）の世帯合計は、52%と過半数を超えており、10,000USD以上のローワーミドル以上の世帯は19%しかない。

世帯収入10,000USDの場合、月額は834USDとなるが、ホーチミン市は特に不動産価格が上昇しており、公営住宅の家賃も現在は、最低64,000VND/m²/月～最高118,000VNDと設定されており、仮に4人家族向けで40m²の公営住宅を借りると、最低2,560,000VND、最高4,720,000VND、平均3,640,000VND（約146USD）となる。

この価格は公営住宅の価格であり、民営住宅となると、家賃はもっと割高になり、40m²で7,000,000VND（約280USD）を超える。また、これ以外にも、水道・光熱費・バイクのガソリン代・通信費用等を入れると、生活はかなり厳しいのが現実である。

統計総局の報告によると、2024年5月の消費者物価指数は前年同期比4.03%上昇したとの事であった。特に、豚肉価格、野菜価格、猛暑時の電気料金の値上がり、2024年5月の消費者物価指数（CPI）が前月比0.05%上昇した主な要因となっており、調査対象世帯の約30.6%が商品やサービスの価格上昇の影響を受けていることが判明したと発表している。

この様な背景から、富裕層（世帯収入35,000USD/年以上）以外は、食費を切り詰める傾向がある事が分かる。

1. 通関時の課題 ⑤ その他

- 青果物の課題



日本企業として、ベトナムにおけるプロモーションについてはJA等の関係機関と協力をして実施しているが、この部分に関して、JETROか農林水産省からもっとサポートして盛り上げていく方法があれば良いと考えている。

前述した日本青果物輸出促進協議会は、国産青果物とその加工品の輸出促進事業や情報の収集・提供等を通じて、国産青果物等の輸出を促進することを目的に平成27年5月に設立され、令和4年11月に任意団体から一般社団法人に移行、令和4年12月に改正輸出促進法に基づく、農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）に認定された。同協議会では、品目団体予算等を活用し、国内外でのオールジャパンでの国産青果物等のPR、展示会・セミナー等の実施、海外マーケティング調査を実施しており、各取り組みを行う際には、会員の要望等を踏まえ実施している。

日本青果物輸出促進協議会の取組内容

【取組内容】

○海外における国産青果物のPR
海外における日本青果物の展示や試食会、SNS等を活用した日本産青果物のPR、日本産果実マークを使用した偽装防止対策やプロモーションの実施により、日本産青果物のブランドを確立。





海外(ドバイ)における日本産果物の展示 SNSを活用した日本産青果物PR 日本産果実マークによるPR

○輸出ターゲット国のマーケット調査
海外の小売店舗で、日本産と競合他国産について、店頭価格、品質等の販売状況を調査の実施。会員が調査を実施。



海外小売店における販売の様子

○国内外における商談会の開催
会員の参加希望を募り、国内で産地と輸出事業者、海外で輸出事業者と現地バイヤーをマッチングするための商談会を実施。



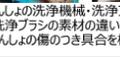
令和4年は国内7か所、海外(6か国)で商談会を開催

○メディアなどを活用した販売促進活動
会員の参加希望等を募り、メディアやKOLを活用したプロモーション、海外の小売店舗による販売促進活動により、日本産青果物の新規販路開拓を実施。



シンガポール、タイ、マレーシアで旬の日本産果物をメディア向けに紹介

○輸出に関する課題解決に向けた実証
会員の発案により、R4年度は、かんしょ輸出の大きな問題である輸送時の腐敗低減に向け、洗浄機械の開発や温度管理手法の実証。

かんしょの洗浄機械・洗浄ブラシ
洗浄ブラシの素材の違いで、かんしょの傷のつき具合を検証

○その他の取組

- ・青果物部会による品目毎の輸出戦略の策定や中期計画の検討、栽培マニュアルの作成。
- ・輸出産地リスト事業者の日本産青果物の商談用サイトの設置
- ・青果物の輸出に関する各種情報の入手、協議会会員への配信 等

一般社団法人日本青果物輸出促進協議会と日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO【2017年4月に日本政府によって設立された日本産農林水産物・食品のブランド構築のためのプロモーション専門機関】）は1月17日、ホーチミン市でベトナム輸出支援プラットフォームとの連携の下、テト（旧正月）の消費需要を見据えた日本産青果物の魅力を伝えるメディア向けイベントを開催した。ベトナム国内の38社のメディアが参加し、45の媒体を通じて、「今が旬の日本産リンゴと温州ミカンが高級感のある果物で、テトの贈答用ギフトに適している」と報道された。

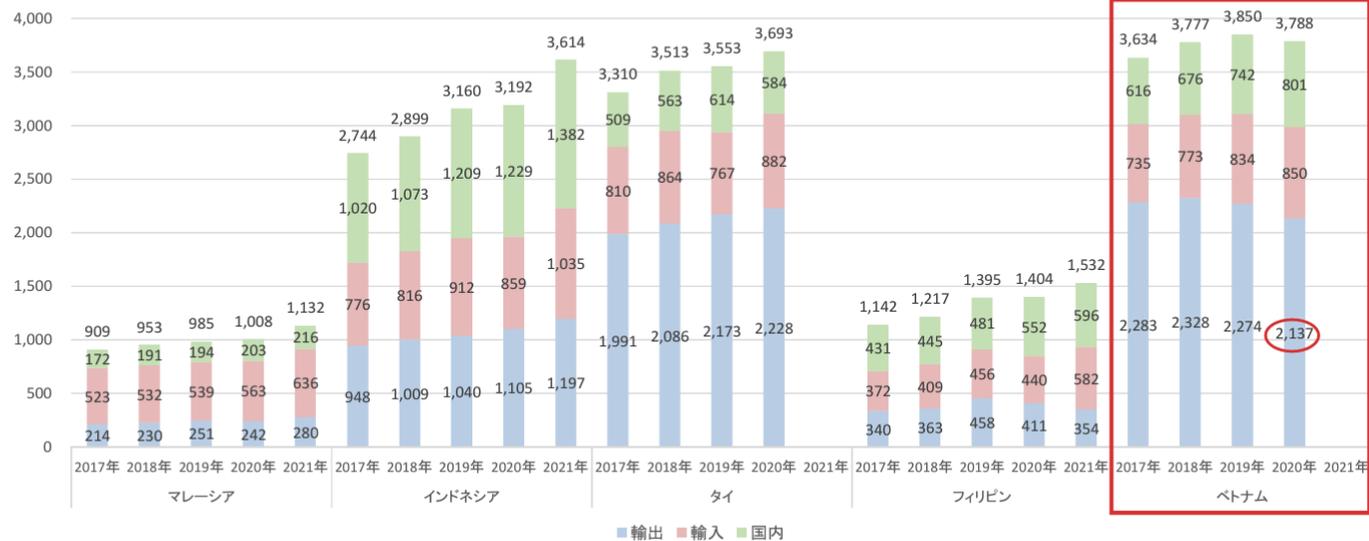
2. 物流・インフラ・コールドチェーン・倉庫にかかる課題

令和5年3月、国土交通省が発表した、「ベトナムにおける日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及に向けたアクションプラン」によると、ベトナムでは、ウェットマーケット向けにリーファーコンテナ等が一部で活用されているものの、発泡スチロール製の保冷箱に保冷剤等を入れた簡易な保存形態も未だ多く活用されている。

大都市圏では中間層以上の消費者を顧客層としてモダントレードが急速に広まり、冷凍冷蔵食品のニーズが高まりつつあり、地場小売業者は南北の各拠点に自社運営の3温度帯倉庫（常温・冷蔵・冷凍）を建設するなどコールドチェーン物流本格化に注力する動きを見せている。

図表3 ベトナムにおけるコールドチェーン物流市場規模推計結果（2017～2021年）

（単位：百万USD）



注：UN Comtradeから入手可能な最新年（ベトナムとタイは2020年、他の3か国は2021年）までのデータで作成
出所）各種統計情報よりNRIが独自に推計

コールドチェーン物流の市場規模としては、輸出市場の割合が最も高く、とりわけ水産物の輸出量がASEAN内でも突出して大きな市場を形成している。

その中には、輸入した水産物を加工して再び輸出する、通過型のコールドチェーン物流も盛んに行われている。

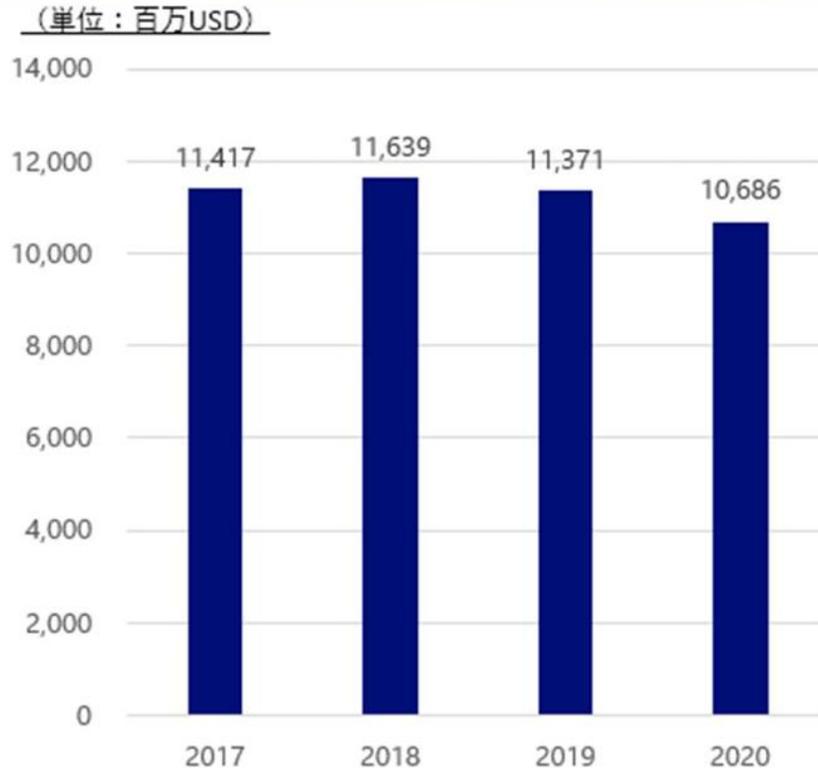
また、冷凍冷蔵食品の輸入量も近年増加傾向（CAGR: +4.9%）にあり、品目別の内訳では、畜産物（冷凍牛肉等）が4割を占める構造となっている。

冷凍冷蔵食品の国内流通量も近年増加傾向（CAGR: +8.4%）にあり、品目別の内訳でみると、乳製品が9割を占めている。

2. 物流・インフラ・コールドチェーン・倉庫にかかる課題

図表4 ベトナムにおける冷凍冷蔵食品輸出量の推移及び内訳

ベトナムの冷凍冷蔵食品輸出量の推移（2017-2020）



注：UN Comtradeから入手可能な最新年（2020年）までのデータで作成

出所）国連（UN Comtrade）より冷凍・冷蔵が必要な貨物（食品）の輸出額を集計

ベトナムの冷凍冷蔵食品輸出の内訳（2017-2020）



注：UN Comtradeから入手可能な最新年（2020年）までのデータで作成

出所）国連（UN Comtrade）より冷凍・冷蔵が必要な貨物（食品）の輸出額を集計

2. 物流・インフラ・コールドチェーン・倉庫にかかる課題

図表5 ベトナムにおける冷凍冷蔵食品輸入量の推移及び内訳



注：UN Comtradeから入手可能な最新年（2020年）までのデータで作成

出所 国連（UN Comtrade）より冷凍・冷蔵が必要な貨物（食品）の輸入額を集計



注：UN Comtradeから入手可能な最新年（2020年）までのデータで作成

出所 国連（UN Comtrade）より冷凍・冷蔵が必要な貨物（食品）の輸入額を集計し、内訳を算出

2. 物流・インフラ・コールドチェーン・倉庫にかかる課題

ベトナムにおける日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及に向けたアクションプラン概要

問題点

1. 現状

(1) 荷主・消費者の動向

- トラディショナルトレード率が約9割を占めており、ウェットマーケットが中心
- 一方、ホーチミン・ハノイ都市圏では、日系含む多くの外資系小売事業者がモダントレードを提供し、中間層以上を中心に冷凍冷蔵食品が普及

(2) 政府の動向

- コールドチェーン物流サービスに関する直接的な法律や支援制度は存在しないものの、保健省を中心に、食品安全に関する法整備を推進

(3) 規格・認証体制の動向

- コールドチェーン物流サービスに関する国家規格は存在しないものの、急速冷凍食品の品質管理に関する国家規格(TCVN9771:2013)等は存在

(4) 物流事業者・業界団体の動向

- 日系物流事業者：Konoike Vinatrans Logistics、SG SAGAWA VIETNAM 等
- 現地物流事業者：ABA Cooltrans、Tan Bao An、Tan Nam Chinh Logistics 等
- 物流関連団体：Vietnam Logistics Business Association(VLA)は国内最大規模の会員数を誇る

大都市圏での日中のトラック乗り入れ規制等の交通規制が敷かれていることや、高速道路等の物流インフラが未整備な区間が存在すること等から、輸送時間の見通しが難しく、効率的なルート設計ができずコスト増につながるなど、コールドチェーン物流サービスの品質向上が困難な状況。

農業農村開発省では、食料損失・廃棄を軽減させることを目標として、冷凍冷蔵倉庫の整備に対する優遇制度を2020年まで設けていたが、現在、コールドチェーン物流に関するインセンティブや優遇制度は設けていない。

食品安全や品質に関する規格は保健省を中心に整備され、急速冷凍食品の品質管理に関する国家規格(TCVN9771:2013)や、コールドチェーン輸出に関連した規格として冷凍魚の品質管理に関する国家規格(TCVN 4379:1986)、冷蔵食用肉の品質管理に関する国家規格(TCVN12429-3:2021)等が存在するものの、冷凍食品の品質管理に限った規格となっている。一方、コールドチェーン物流サービスに関する国家規格は、関係省庁が多岐にわたる等から、現時点で議論がほとんど進んでおらず、存在していない。

地場コールドチェーン物流業者で中小の事業者では自前でエアコンを設置しただけの改造トラックも存在し、庫内の温度管理が不十分な状態も一部みられ、現地で活動する日系物流業者は、地場の物流事業者との激しいコスト競争にさらされている。

2. 普及戦略における方針ごとの取組

I 荷主・消費者に対する周知・啓発 <ul style="list-style-type: none">✓ ホーチミン・ハノイ都市圏等の消費者、食品メーカー、小売事業者等に対して、交通運輸省等と連携したセミナー等を通じて、SDGs(食品安全や食品ロスの削減等)やコールドチェーン物流の重要性に関する意識啓発を行う✓ 食品メーカー、小売事業者、外食事業者等に対して、実証輸送等を通じてJSA-S1004に基づく品質管理の有効性を訴求し、規格を活用した品質管理手法の導入を働きかけるとともに、セミナー等を通じて日系物流事業者とのマッチングを支援する	II 重点国政府等による積極的な関与の促進 <ul style="list-style-type: none">✓ VLA等とも連携しながら、交通運輸省、保健省、農業農村開発省、科学技術省等に対して政策対話への参加を促し、ISO/TC315への参画及びコールドチェーン物流サービスに関する国家規格の策定を働きかける✓ 交通運輸省等に対して、政策対話等を通じて交通規制や物流インフラ等の改善を働きかけ、コールドチェーン物流サービスの事業環境の整備を図る✓ 関係省庁に対して、コールドチェーン物流サービス規格の認証取得事業者に対するインセンティブ(表彰、規制緩和、投資優遇等)の導入を働きかける
III 規格の認証体制の整備 <ul style="list-style-type: none">✓ 品質マネジメントシステム規格の認証を行う現地認証機関を対象としたセミナー等の開催を通じて、「JSA-S1004認証審査ガイドライン」を共有するとともに、JSA-S1004の認証業務の重要性及び将来性を周知する✓ JSA-S1004相当の国家規格の策定の働きかけと並行して、規格の相互承認制度の構築の可能性について、ベトナム政府と議論する	IV 物流事業者による規格の認証取得の促進 <ul style="list-style-type: none">✓ JOINの枠組みを通じて、日系物流事業者の事業展開を支援する✓ ホーチミン・ハノイ都市圏において、JSA-S1004に基づく実証輸送を実施し、オペレーション上の課題を検証するとともに、物流人材育成事業等も活用しながら、現地サービス水準の向上を支援する✓ VLA等と連携してセミナー等を開催し、物流事業者に対してJSA-S1004の内容や認証取得のメリット等をPRする

3. スケジュール(想定)

- 2023年度以降、ベトナムにおける規格の検討状況に合わせて、関係省庁、関係団体、物流事業者等と連携して各取組を実施。

3. 小売販売、広告等にかかる課題

- 広告規制

ベトナムにおける広告活動は、広告法（Law No.16/2012/QH13）、広告法を含む修正法（Law No.35/2018/QH14）および広告法の詳細を定める政令(Decree No.181/2013/ND-CP)、文化・スポーツ・観光及び広告分野における行政処分に関する政令(Decree No.158/2013/ND-CP)などの関連政令や、その他、2004年競争法、2005年商法等の特別法においても、広告活動に関する規定が定められている。

15度以上のアルコールは広告禁止となっており、日本酒も15度以上の物が多いため、難しい。

禁止されている広告内容

広告法、第7条

1. 法律の規定により営業が禁止されている商品およびサービス
2. タバコ
3. アルコール度数15度以上のアルコール飲料
4. 生後24ヵ月未満の小児への母乳代替品、生後6ヵ月未満の乳児に対する栄養補助食品、哺乳瓶、人工乳首など
5. 処方薬および、非処方薬で管轄の市・省機関によって使用を制限されているか、医師の監督下で使用することが推奨されている医薬品
6. 性的に刺激作用のある製品
7. 狩猟銃・散弾銃・弾、スポーツ用武器、その他暴力を誘発する製品や物品
8. 広告が禁止されているその他の製品およびサービス

外国語を使った広告に関して、ベトナム語を優先させる必要あり。

音声および書き込み内容

広告法、第18条

1. 以下の場合を除き、ベトナム語のコンテンツが含まれている必要がある
 - a) 外国語または国際化された単語の商標、スローガン、商標、個人名
 - b) 書籍、新聞、ウェブサイト、出版物やラジオ及びテレビ番組を少数民族言語および外国語で実施する事
2. 同じ広告製品でベトナム語と外国語の両方を使用する際、外国語テキストのサイズはベトナム語サイズの4分の3を超えてはならず、ベトナム語テキストの下に配置する必要がある。ラジオ、テレビ、視聴覚メディアで放送される場合は、外国語よりも先にベトナム語を読まなければならない。

SNSマーケティングなどで、消費者に望まない広告を何度も表示する事は、第8条、15項で禁止されている。

広告上の禁止行為

広告法、第8条

1. 広告法第7条に規定する製品、商品およびサービスに対する広告
2. 国家機密を明らかにし、国家の独立、主権、安全、防衛を損なうもの
3. 美学が欠け、ベトナムの歴史的、文化的、倫理的、優れた伝統に反している
4. 都市の美しさ、交通秩序と安全、社会の安全に影響を与える
5. 国旗、国章、国歌、党旗、指導者、党および国家の指導者の尊厳に悪影響を与える
6. 差別的、人種差別的、信仰と宗教の自由を侵害する、性別の固定観念、障害者を侵害する
7. 組織や個人の名誉、名誉、尊厳を傷つける
8. 法律で認められている場合を除き、本人の承諾なく個人の画像、言葉、文章等を使用した広告
9. 組織および個人の能力・製品・商品・サービスを提供する能力、登録された製品およびサービスの量、品質、価格、実用性、デザイン、パッケージング、ブランド、産地、種類、サービス方法、保証期間についてについて不正確で混乱を引き起こしたりすること
10. 製品、商品、サービスの価格、品質、使用効率と、他の個人・組織の同種の商品およびサービスの価格、品質、使用効率を直接比較する方法を使用すること
11. 文化体育観光部の規定に基づき、それを証明する法的文書を持たずに「最高」、「唯一」、「ナンバーワン」という言葉または類似の意味の言葉を使用する
12. 競争法に基づく不正競争の内容を含む
13. 知的財産法に違反する
14. 子供たちへの道徳や善良な習慣に反する考え、言葉、行動を抱かせる、または子供の健康、安全、正常な発達に悪影響を及ぼす可能性がある
15. 代理店、組織、個人に、意志に反して広告の実施または広告の受信を強制すること
16. 電柱、電柱、信号柱、樹木等に広告物を吊り下げたり、設置、貼り付け、絵を描いたりする

3. 小売販売、広告等にかかる課題

- 広告規制

広告法、第20条、4項で特定分野の製品に関する広告を行うための条件が設定されている。食品等に関しては、開示登録証明書が自己開示証明書が必要となっている。

広告掲載条件

広告法、第20条、4項

4. 特別な製品、商品およびサービスの広告は、次の条件を確保する必要がある
- a) 医薬品の広告は薬事法により許可され有効な販売ライセンスと保健省により承認された使用説明書が必要
 - b) 化粧品の広告には、薬事法により許可された開示登録証明書が必要
 - c) 家庭・医療分野で使用する化学物質、殺虫剤、抗菌製品の広告は、保健省の流通登録証明書が必要
 - d) 本法第7条4項で規制されていない幼児向けのミルクおよび栄養製品の広告は、国内販売用標準証明書、食品衛生安全証明書、輸入品の場合、製造国管轄当局の品質証明書と自由販売許可証が必要
 - d2) 食品および食品添加物の広告は自己開示証明書、開示登録が必要な食品及び食品添加物は開示登録証明書が必要
 - e) 健康診断・治療サービスは、法律の規定に従って保健省が発行した開業資格証明書が必要
 - g) 医療機器の広告は、国内生産の医療機器の流通許可、輸入医療機器の輸入許可が必要
 - h) 植物保護薬、植物保護薬成分、植物保護用品の広告は、植物保護薬登録証明書、植物保護に使用される生物の広告は、農業農村開発省が発行する植物検疫許可証が必要
 - i) 動物用医薬品および動物用用品の広告は、製品流通ライセンスと製品特性の概要が必要
 - k) 肥料、農業用生物学的製品、動物飼料、家畜用生物学的製品の広告は、製品の開示登録証明書または製品自己開示証明書が必要

健康食品等の広告を行う場合、「保健省管轄の特別製品、商品およびサービスの広告内容の確認に関する規制」を定めた、Circular 09/2015/TT-BYTにより、広告内容確認証明書を取得する必要がある。

Circular 09/2015/TT-BYT、第1条、3項により健康食品や食品添加物・加工補助剤などの食品群は、事前に広告内容確認証を取得する必要がある。

適用範囲

Circular 09/2015/TT-BYT 第1条

本通達は、保健省の管理下にある特別な製品、サービスの広告コンテンツを確認するための条件、権限、文書、および手順を規制している。

- 1. 広告法、第7条5項で規定している広告禁止の対象ではない医薬品
- 2. 化粧品
- 3. 保健省の管理分野の食品および食品添加物
 - a) 健康食品 b) 栄養素が微量に強化された食品 c) ナチュラルミネラルウォーター d) ボトル入り飲料水 d) 食品添加物、食品加工補助剤
- 4. 家庭および医療分野で使用される殺虫および抗菌化学薬品および製剤
- 5. 医療機器
- 6. 保健省の管理範囲に属する、広告法、第7条1項で規定されている広告禁止の対象ではない児童向けのミルクおよび栄養製品
- 7. 健康診断および治療サービス

同通達、第12条、「広告内容の証明書を発行する権限は保健省の管理に属する」の1項では、左記の製品群に関して、「保健省傘下組織は広告内容確認証明書を発行する権限を有する。」とされており、広告を行う場合、規定に従い、広告内容確認証明書の申請を行う必要がある。

3. 小売販売、広告等にかかる課題

- 広告規制

前述のように、食品関連において、「15度以上のアルコール飲料」、「生後24ヵ月未満の小児への母乳代替品」、「生後6ヵ月未満の乳児に対する栄養補助食品」は、広告活動が禁止されており、「アルコール飲料」に関しては、15度未満であっても厳しく規制が設けられている。

■ アルコール飲料類に関する広告規制

【根拠法】

- ① 15度未満のアルコール広告に関して ⇒ Decree 38/2021/ND-CP 第33条
- ② 15度以上のアルコール広告に関して ⇒ 広告法（Law No.16/2012/QH13） 第7条、1項、2項、3項

広告法、第7条、3項により、②のケースでは広告を行う事が禁止されている。

また、①のケースは、「医療分野における行政違反に対する罰則規定」を定めたDecree 38/2021/ND-CP 第33条で下記の様に規定。

1. 18 歳未満の人物をアルコールやビールの広告に参加させる
2. 15 度未満のアルコールおよびビールの広告に関連した次の行為のいずれかに対して罰金
 - a) 飲酒を促す情報や画像を用意する。成熟、親しみやすさ、および色気を感じる効果のあるアルコールおよびビールを示すコンテンツおよび画像を含む情報（子供、生徒、学生、若者、妊婦を対象）
 - b) オブジェクト、画像、アイコン、音楽、映画のキャラクターなど子供、生徒、学生向けの製品の使用、アルコールやビールの宣伝に18 歳未満の人物の画像を使用すること。
 - c) 18 歳未満の人、生徒、学生、若者、妊婦を対象としたイベント、広告媒体での広告。
 - d) 交通手段に関連した広告。
 - e) 法律で許可された場合を除き、18時~21時までの子供向けプログラムの直前、最中、直後に、音声・新聞・動画広告を掲載する。
 - f) 屋外広告媒体での広告は、教育機関のキャンパス、施設、保育・養育および娯楽エリア等、18 歳未満の人々の娯楽からの距離や広告媒体サイズに関する規定に違反する。

3. 小売販売、広告等にかかる課題

- 広告規制

- g) 法律で規定されている通り、アルコールとビールの有害な影響を防止および制御するための警告を出すことなく広告を掲載する。
- h) オンライン新聞、ウェブサイト、電子メディア・端末、およびその他の電気通信機器に、18歳未満のユーザーがアルコールやビールに関する情報にアクセスしたり、検索したりできないように、訪問者の年齢によりブロックする措置無しに広告を掲載する。

3. アルコール度数 5.5 度以上 15 度未満のアルコール、アルコール度数 5.5 度以上のビールを宣伝する次の行為のいずれかに対して罰金
- a) 文化、演劇、映画、スポーツのプログラムや活動の広告。
 - b) 酒類、ビール事業所の看板を除く屋外広告媒体への広告。

アルコール度数15度未満の場合においても、細かい規制が多数存在するため、ベトナム国内で広告活動を行う場合は、現地のディストリビューターおよび、ベトナムの法律を深く理解している法律事務所などに詳細の確認を行った上で進める必要がある。

問題点

ベトナム市場最大の日本産酒類ディストリビューター経営者によると、日本産酒類はベトナムの消費者からの認知度が、まだ高く無く、現状の販売先は、90%以上が料飲店で、リテールは10%以下という状況であるとの事であった。ベトナムの消費者はまだ多くが、銘柄や、「純米」、「醸造」、「吟醸」、「大吟醸」等の意味を理解しておらず、日本食レストランで注文に困り店員にアドバイスを求める事が多いが、日本食レストランの店員も日本酒を飲んだ事が無いという人が大半のため、安易に大手酒造メーカーの製品を勧める事が多く、消費者は好奇心・探求心を抱きにくい状況という事であった。認知度を高め、日本酒の楽しみ方を啓蒙するという意味で、広告活動は重要だと思われるが、日本産酒類の多くはアルコール15度以上であるため、広告不可であり、15度未満の場合も規制が細かく、どこまでが可能かわかりづらい。

3. 小売販売、広告等にかかる課題 - 広告規制

ベトナムにおけるウイスキー文化は急成長中。かつてはシーバスリーガルやジョニーウォーカーといったブランドがコレクションやホームバーの主流だったが、今ではデュワーズ、ボウモア、バルヴェニー、各種バーボンブランドもおなじみになっている。

世界のアルコール飲料市場情報を提供するIWSRによると、2019年のベトナムでは金額ベースでアルコール市場の57%をウイスキーが占め、内訳は89%がプレミアムウイスキーという事であった。（違法とみられる輸入品も相当数あると思われる。）



ウイスキーの流行

ホーチミン・ハノイを中心に、ウイスキーを多く取り扱うバーが増えており、以前は1本のボトルを大勢で空け、一気に飲みする人がほとんどだったが、昨今は若者を中心に変化しており、「第1グループ：アメリカンウイスキーやスコッチウイスキーを使用したカクテルを好む層」、「第2グループ：シングルモルトウイスキーやブレンドウイスキーをストレートで楽しむ層」、「第3グループ：ウイスキーをソーダで割って楽しむ層」、「第4グループ：ハイエンドの高級ウイスキーが好きな層」等に分類される。

ポイント

ベトナム人実業家グエン・ディン・トゥアン・ヴィエット氏が所有するウイスキーコレクション（1919年のスプリングバンク、1926年のマッカラン、ボウモア最古のビンテージが含まれる）には、1080万英ポンド（約16億円）の価値があることが判明。ギネスブックで世界一高額なウイスキーコレクションと認定されることになった。

グエン・ディン・トゥアン・ヴィエット氏の個人コレクションは同氏のウェブサイト

（<https://nguyendinhantuanviet.com/vi/>）で全て公開されており、各ブランド・醸造所の情報がベトナム語で詳しく説明されていることから、多くのバーテンダーが閲覧し参考にしていると言われている。



日本産酒類に関する知識を勉強できるサイトを構築する？

3. 小売販売、広告等にかかる課題

- 小売規制

経済成長を背景に、小売業に対する外資参入規制を緩和し、2009年より外資100%での小売業参入が可能となったが、「大規模小売店舗立地法」に酷似したエコノミック・ニーズ・テスト（以下ENT）により、外資小売業の出店規制がかけられている。

ENTの概要

卸売業・輸入業・その他サービス業には存在せず、外資系小売業が複数店舗目の出店申請時に行われる審査。進出外資企業が支店や店舗を追加で設立する際は、小売店舗設置許認可の発行権限を有する管轄のベトナム当局の許可を取得する必要がある。



- ◆ 実質審査基準が不明瞭
- ◆ 店舗内装が全て終わった時点で審査が入る
- ◆ 時間と費用を掛けても許可取得の保証がない
- ◆ 実務を経験したスタッフが少なく対応が困難

ENTの審査基準

外資企業が多店舗展開する際に必要とされるENTの審査基準について定めた、通達No.08/2013/TT-BCT（2013年4月22日付）によると、審査基準は、出店予定地域の小売店舗数、市場安定性、人口密度などから構成される。

CPTTP条約により、2024年1月14日に撤廃される予定であったが、現状はまだ撤廃となっていない。

問題点

2024年11月現在、ENTは明確に撤廃されていない状況で、小売業者の中には、ENTの存在を理由に進出を決めかねている企業もある。昨今、ベトナムには、Bach Hoa Xanh、King Food Mart、Home Farmなど、多くのミニスーパーが展開されており、日本企業の投資も報じられている状況であるが、それらベトナム企業を買収した場合、既存店舗の取り扱いや、新規出店等、不透明な部分が多い。ENTが完全に撤廃になる事で、より多くの日系小売業の進出が加速し、日本食品のプレゼンスが向上する可能性も高いと思われる。

4. その他の課題 ① 健康食品

- 健康食品の製品開示手続き



ベトナムへ「健康食品」を輸入する組織および個人は、Decree 15/2018/ND-CP 第6条により、製品開示登録を実施する必要がある。

【製品開示登録対象】 ※Decree 15/2018/ND-CP 第6条

1. 健康食品、医療用栄養食品、特別食用食品、
2. 生後36ヵ月までの子供向け栄養食品
3. 新用途混合食品添加物、食品への使用許可添加物リスト未掲載の添加物、保健省の規定に従った使用を意図していない食品添加物

【輸入製品開示手続きに必要な書類】 ※Decree 15/2008/ND-CP 第7条、1項

- a) 同政令の付録 I に掲載されている宣言書（フォームNo.2）
- b) 原産国/輸出国の管轄当局が発行した自由販売証明書、輸出証明書、使用者の安全を確保できる内容が含まれた健康証明書。
- c) 指定機関もしくは、ISO17025に準拠した検査機関により提出日から12ヵ月以内に作成された食品安全データシート。
- d) 製品または成分の効果に関する科学的証拠。
- e) 食品安全条件を満たし、適正製造基準（GMP）要件を満たす事業所の証明書。

【登録手続き】 ※Decree 15/2018/ND-CP 第8条、1項

健康食品を生産および販売する組織・個人はオンライン公共サービスシステムを通じ、または郵送、直接管轄当局に申請書を提出する。

【審査期間】 ※Decree 15/2008/ND-CP 第8条、2項

医療用栄養食品、特別食用食品、生後36ヵ月までの子供向け栄養食品、新用途混合食品添加物、食品への使用許可添加物リスト未掲載の添加物、保健省の規定に従った使用を意図していない食品添加物は完全な書類受領日起算で7営業日以内、健康食品に関しては、21営業日以内に、本政令第1項に指定された受領期間は付録 I フォームNo.3に従い、書類を評価し製品開示登録受領書を発行する。

4. その他の課題 ① 健康食品

- 健康食品の課題



問題点

健康食品の開示手続きには時間がかかり、6ヵ月以上になる事もあるが、明確な理由が分かりづらい。

Decree 15/2008/ND-CP 第8条、2項では、「医療用栄養食品、特別食用食品、生後36ヵ月までの子供向け栄養食品、新用途混合食品添加物、食品への使用許可添加物リスト未掲載の添加物、保健省の規定に従った使用を意図していない食品添加物は完全な書類受領日起算で7営業日以内、健康食品に関しては、21営業日以内に、本政令第1項に指定された受領期間は付録 I フォームNo.3に従い、書類を評価し製品開示登録受領書を発行する。」となっており、問題が無ければ審査機関は1ヶ月程度となっている。

また、同条、3項に、「書類受領期間は、組織または個人の製品開示書類に同意できない場合、または修正または補足の要請がある場合、要請の理由と法的根拠を明確に記載した文書発行しなければならず、修正および補足を 1 回のみ要求する事ができる。修正または補足された書類の受領から 7 営業日以内に、受領機関は書類を評価し、書面による回答を発行する。修正および補足を要求した日から90営業日が経過しても、組織または個人が修正または補足を行わない場合、その文書は無効となる。」となっており、書類の修正および補足要請があったケースであっても、審査期間は合計28営業日となっている。

ベトナムでは多くの違法に輸入されたとみられる健康食品がオンラインを中心に販売されており、開示登録を行った正規輸入品が売れてくると、狙った様に違法の輸入品が横行するようになる。開示登録に時間と費用がかかる分、正規ルートでの販売価格は日本の実勢売価よりも1.5倍～2倍と高くなる事が多いが、違法とみられる輸入は日本のドラッグストアなどで購入して個人で密輸しFacebookなどで販売する為、正規品よりも販売価格が安くなるため、正規品の売上が立たなくなってしまう事も多い。

4. その他の課題 ② ペットフードや動物飼料 - 開示登録

ベトナムへペットフードや動物飼料を輸入する場合、「動物飼料管理に関する詳細規定」を定めた、Decree No.66/2011/TT-BNNPTNT、第6条、2項の内容に従い、「畜産局もしくは、水産総局による品質認定（開示登録）」および、「品質検査」を受ける必要がある。

また、動物飼料に配合が禁止されている化学物質、生物学的製品、微生物のリストは、「動物の飼料に関する畜産法の一部の条項に関するガイダンス」を定めたDecree No.21/2019/TT-BNNPTNTの付録V、動物飼料として使用が許可されている原材料のリストは付録VIに掲載されている。

品質認定（開示登録）

「動物・水産飼料の管理規定」を定めた、Decree No.39/2017/ND-CP、第12条、4項、b) で必要書類は下記の様に定められている。

- 動物・水産飼料の開示登録申請書（同政令のフォーム5）
- 原産国の管轄当局が発行した自由販売証明書
- 生産施設のISO、GMP、HACCP、または同等の国際認証のコピー
- メーカーが提供する製品情報シート（原材料名、品質基準、安全基準、用途、取り扱い説明書が含まれる）
- 原産国の管轄当局、または農業農村開発省により指定又は承認された国際認定機関で発行された品質・安全試験結果シート
- 製品サブラベルサンプル（供給者または輸入者により内容確認済み）

品質検査

- 各輸入書類の確認確認
- 製品数量、容量、包装仕様、ラベル表示、有効期限、原産地、その他の官能基準の実際の検査結果
- 製品の品質・安全性の適合評価試験用サンプル採取
【参照：家畜法、第43条、4項】

動物検疫

ペットフードや飼料は動物由来成分が多く含まれるため、動物検疫対象となり、輸出国で発行された輸出検疫証明書の提出が必要。

（農業農村開発省の「動物由来食品の検疫を規定する通達25/2016/TT-BNNPTNT」（同省通達35/2018/TT-BNNPTNTによる一部修正）および「農業農村開発省の管轄範囲に属する商品のHSコード一覧表に関する通達15/2018/TT-BNNPTNT」付録I第1項目）

4. その他の課題 ② ペットフードや動物飼料

- 開示登録

品質検査免除

過去に3回連続で適合性評価を受け、規格に適合していると評価された製品（同一の生産工場で生産され、同一の輸入業者によって輸入されたものに限る）については、Decree No.13/2020/ND-CP号および、Decree No.46/2022/ND-CPに基づき、飼料の品質検査が免除される（企業は、農業農村開発省が発行する1年間の品質検査免除を証明する書類の取得が別途必要）。

また、当該品質検査免除期間中は、適合性評価及び適合宣言の実施は必要ない。

完全配合飼料の適合宣言

輸入業者は、通関手続き完了後、15日営業日以内に以下のいずれかの方法に基づいて適合宣言を行い、飼料の品質がベトナム政府から求められる技術規格に適合していることを宣言しなければならない。（政令46/2022/ND-CP第1条）主な宣言内容として、飼料への使用が禁止された物質を使用していない旨や、製品の成分、標準生産時間、安全基準などが挙げられる。

「① 組織又は個人による適合性自己評価」「② 農業農村開発省によって承認された評価機関による適合性評価」

農業農村開発省によって承認された承認機関（評価機関）のウェブサイトに掲載されているが、リストは存在しないため、適合性評価を受けようとする企業は、事前に評価機関が農業農村開発省に承認された評価機関であるか、各評価機関のウェブサイト又は農業農村開発省ウェブサイトを確認する必要がある。

補助飼料の適合宣言

補助飼料について、製造業者、輸入業者、または販売業者は、通関手続き時に農業農村開発省によって指定・承認された評価機関による適合性の評価に基づく適合宣言の実施が義務付けられている。

通関申告の際に、組織・個人は、貨物の適合性を評価する指定評価機関を選択。

指定評価機関による評価を受け、貨物が技術規定に適合している場合は、適合証明書が発行され、これを税関当局に提出する。

（Decree No.46/2022/ND-CP、第1条）

ベトナム市場における 日本産農林水産物・食品輸出拡大のための 課題レポート（第2回会合）

2025年 2月

日本産農林水産物・食品の輸出拡大のための課題検討委員会

第1回会合内容の振り返り：委員のご発言内容の抜粋

①

日時：2024年12月9日（月）14時～16時
場所：シェラトンホテル Halong会議室（2階）



当日の参加委員からは、提言作成につながる主な問題提起として下記5点が挙げられた。

① <通関について> サンプルの問題

ベトナムでの通関において、食品関連企業はサンプル抜き取り量が多いことやサンプルが返却されないことに課題を感じている。サンプル量が輸入ごとに異なり、返却されないことで実際の輸入量が減ってしまう。特に高級食材の抜き取り量が多くなる傾向があり、旧正月の時期に増えることもある。ベトナムには明確なガイドラインがないうえ、基準が変動しやすい。企業はこの点を不透明に感じており、透明性と一貫性の向上を望んでいる（※注 ただし、明確なガイドライン自体は日本にもない）。

② <通関について> 輸入品価格リスト

ベトナムの通関で輸入品価格リストに関する問題として、税関の指標価格が開示されず不透明であり、これを理由に賄賂を要求される事例がある。また、実勢価格と税関リスト価格に差があり、リスト価格を下回ると関税を高額請求されることがある。輸送コストの差も最終販売価格に大きく影響しており、日本からの輸送コストは高い。さらに、日本側の事前教示制度と実際に適用されるHSコードに齟齬があるケースがあり、税関担当官の解釈によりルール適用が異なる場合がある。頻繁な規制改定や情報不足も課題となっている。この点も不透明に感じており、輸出拡大を阻害していると捉えられている。

第1回会合内容の振り返り：委員のご発言内容の抜粋 ②

③ <青果物品目について>

日本産の青果物はベトナム市場で需要が高いものの、現在解禁されているのはリンゴ・梨・温州みかんのみで、ニーズが期待できる他の果物（桃、イチゴ、ぶどうなど）の解禁が進んでいない。温州みかんは高価格ながら数日で大量に売れる実績がある一方、韓国産の果物が市場に増え、中間層の消費者には価格競争で日本産が不利な状況。輸出量の伸びしろを増やすためにもさらなる解禁品目が期待されている。

④ <各国の取り組みについて>

韓国やノルウェーなどの国々は、政府の支援を受けてベトナム市場への輸出を促進している。韓国では、展示会でのブース提供や韓流ドラマを活用したPR活動が行われ、イチゴやリンゴなどの販売を拡大している。ノルウェーでは国策としてサーモンの輸出を推進し、価格競争力に寄与しているのではないかと考えられる。日本側も韓国のように官民一体の国策支援や、消費者が買いやすい環境を整えるためのプロモーション活動を参考にできると考えられる。

⑤ <その他>

ベトナム通関の運用ルールが担当者によって変更されるなどの不透明さも指摘されている。保税加工品の国内流通は、課税すれば問題ないにもかかわらず、税務調査で追徴されてしまうなど税務上のトラブルも指摘された。この、窓口の欠如や情報共有不足が課題解決を妨げており、情報蓄積の仕組みが求められている。

他国の取り組みについて ①

第1回会合で他国と日本の比較があり、例として2つの食品（海苔・調整豆乳）について、韓国・日本からベトナムへの輸入量を比較調査した。その結果、韓国と日本では輸入量に大きく差があり、日本からの輸出が伸びきれていない可能性がある。（数字の単位はUSD）

Rank	Trade Partner	2022	2023	↓ 2024
	World	9,649,287	16,116,784	16,937,173
1	Korea, South	3,943,920	7,842,684	9,863,446
2	Indonesia	3,208,093	5,383,425	4,070,687
3	China	792,919	921,358	1,440,695
4	Japan	217,971	237,887	562,430
5	Chile	28,601	86,148	283,705

海苔
HSコード：1212.21



ベトナム側の輸入量を比較すると、韓国産はトップで、2022年から2024年にかけて3,943,920 USD → 9,863,446 USDと大幅な増加を記録している。一方、日本は2022年の217,971 USDから2024年には562,430 USDと増加傾向にあるが、依然として韓国との差は大きい。2024年時点で、**韓国の輸入量は日本の約17.5倍に達している。**

調整豆乳
HSコード：2202.99



ベトナム側の輸入量を比較すると、韓国産はトップで、2022年から2024年にかけて49,695,259 USD → 56,423,372 USDと数字を伸ばしている。日本は2022年の11,942,253 USDから2024年には8,729,616 USDと減少しており、韓国との差が広がっている。2024年時点で、**韓国の輸入量は日本の約6.5倍に達している。**

Rank	Trade Partner	2022	2023	↓ 2024
	World	116,643,838	120,643,269	139,919,839
1	Korea, South	49,695,259	49,418,000	56,423,372
2	Thailand	16,680,299	15,565,205	15,777,730
3	Indonesia	8,899,888	11,769,514	15,047,799
4	Japan	11,942,253	10,649,537	8,729,616
5	Slovenia	1,984,757	3,305,644	8,102,165

他国の取り組みについて ②

第1回会合で他国の取り組みについて確認の要望があり、例として韓国政府の食品流通のベトナム市場への取り組みを調査した。主な内容は下記の通り。

韓国政府は、ベトナム市場での韓国食材輸出拡大を目指し、農林畜産食品部（長官：ソン・ミジョン）と韓国農水産食品流通公社（aT、社長：ホン・ムンピョ）の主導のもと、「2024ホーチミン K-FOOD フェア」を10月17日から20日まで開催した。この取り組みは、韓国政府の支援の下で進められるK-FOODの国際的なブランド強化と市場拡大戦略の一環として実施され、商談から消費者体験イベントに至るまで多方面で成果を上げた。B2B輸出相談会には、韓国政府の支援を受けた輸出業者39社と、ベトナム、フィリピン、タイなどASEAN地域のバイヤー150社が参加。2日間で710件の商談が行われ、7,500万ドルの相談実績を記録した。この成果は、韓国政府の主導で行われた輸出促進活動の重要性を物語る。特に、紅参・黒参をはじめとする健康機能食品やイチゴ、シャインマスカットなどの農産物が注目を集め、610万ドル規模の現場MOUが締結された。**商標権や通関、関税に関する課題を解決するために、商談会場内に専門家相談ブースを設置。韓国知的財産保護院や現地機関と連携し、輸出プロセスに関するサポートを提供した。**この支援は輸出業者から高い評価を得ており、韓国政府の輸出推進における具体的な取り組みとして注目された。韓国政府は、訪問者へのバウチャー提供や参加者を巻き込むプログラム（ラーメン料理対決、キムチ作り体験など）を実施。さらに、現地のインフルエンサーを活用した広報活動を行い、K-FOODの魅力を積極的に発信した。

韓国政府の取り組みにより、ベトナムはASEAN最大のK-FOOD輸出市場として位置づけられている。2024年9月までのベトナム向け農林畜産食品輸出額は前年同期比3.4%増の4億6,500万ドルを記録。飲料（4,700万ドル、12.5%増）、高麗人参（2,200万ドル、4.4%増）、ラーメン（1,500万ドル、12.6%増）が輸出を牽引している。（＜韓国食品情報新聞 2024年10月＞）

■ 事業者向けビジネスマッチング

期間：2024年10月17日～18日
営業時間：午前9時～午後5時
場所：ホーチミン 1区ニューワールドサイゴン

■ 一般コンシューマー向けイベント

期間：2024年10月19日～20日
営業時間：午後3時～午後10時
場所：ホーチミンTu Duc市のサイゴンリバーサイドパーク

■ 参加韓国企業

調味料「BEBEFOOD KOREA」、飲料「DR CHUNG'S FOOD」、フルーツ「GREEN VIL」、韓国海苔「JAEWON GLOBALNET」、果汁スイーツ「ECOMOMMEAL」、お茶「HANKOOK TEA」韓国ビール「PLAYGROUND BREWERY」など



他国の取り組みについて ② 補足

続いて下記を調査した。主な内容は下記の通り。

韓国農水産食品流通公社（aT）は、韓国食品企業の新南方市場進出を支援するために「韓国農食品販売プラットフォーム構築事業（I LIKE K-FOOD）」を展開している。この事業は、韓国食品産業協会も参加し、現地の大型流通業者との協力を通じ、韓国食品の販促活動や導入支援を行い、ベトナム市場で成果を上げている。**協会はベトナム最大の流通業者であるVinMart(注)と提携し、全国の主要店舗に「I LIKE K-FOOD」特別ブースを設置した。**この取り組みに参加することで、韓国食品サプライヤーはベトナム市場向けの販売が可能となる。3年間常設の予定。これにより、高麗人參の「ACHIMMADANG RED GINSENG corp」、一般加工食品・飲料の「Dongwon F&B」、乳製品の「毎日乳業」、即席麺の「三養食品」、豆乳の「三肉食品」など韓国企業8社の66品目が導入され、韓国食品の認知度向上を目指している。集客効果を高めた。特別ブースは、VinMartのNguyen Chi Thanh店、Royal City店、Trung Hoa店、Lieu Giai店、Sky Lake店などハノイとホーチミン市で合計9店舗に展開している。さらに、VinMartだけでなくLotte Martとも協力し、ハノイのCau Giay店やホーチミン市の店舗に**韓国食品ブースを設置**。大豆食品などの8社70品目が取り扱われており、14社78品目の新規入店も審査中である。（韓国メディア「食品飲料新聞 2019年11月」ルポ - 食品産業協会新南方開拓事業] ベトナムで響く「I LIKE K-FOOD」①）

※注：当時、本スーパーマーケットのチェーン店舗名は「Vinmart」だったが、2022年に経営元が変更となり現在は「Winmart」に店名が変更された。また、aTによる店頭施策自体は、引き続きWinmartを含んだチェーン店舗で毎年、定期的な実施が継続されている。



「韓国農水産食品流通公社」（Korea Agro-Fisheries and Food Trade Corporation 通称:aT）は、政府の政策に基づき、農水産食品の流通や輸出を支援し、国民の食の安全を確保する役割を担う機関である。韓国農林畜産食品部傘下の準政府機関であり、農水産物の価格安定と流通改善、輸出振興、食品産業の育成に資する政府の政策と事業を遂行ベトナムに拠点を持ち、様々な施策を行っている。また、その取組には、韓国国内の民間企業の利益を代表し、産業全体の発展を促進する業界団体「韓国食品産業協会」（Korea Food Industry Association）などが参加し、自身でaTによるベトナム施策に参加する韓国国内企業（食品サプライヤー）を募っている。

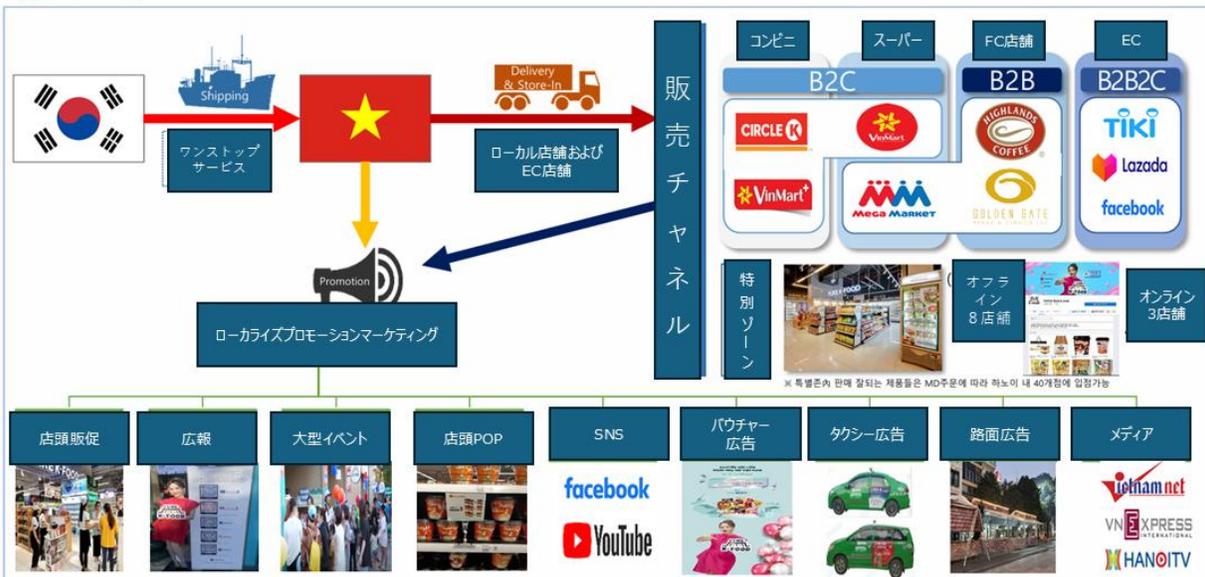
他国の取り組みについて ③

その他の情報は下記の通り。

※日本語補足：MAIインターナショナル

一貫通貫でベトナム大手小売店へ配荷できるテストマーケティング実施

事業構造



유통채널 입점 販売チャネル開拓

- (빈마트) 신규기업 10개 품목까지 입점비 지원, 추가 제품은 자부담
 - * 빈마트 측 입점비 할인지원 (기존) 20,000,000VND → (할인) 50,000,000 VND
- (편의점 및 메가마트) 입점비 기업자부담
- (입점소요기간) 제출서류에 따라 입점까지 평균 1개월~4개월
 - * 시간단축을 위하여 철저한 서류준비 및 법규에 맞는 라벨링 준비 필요

(VIN MART) 新規企業は10品目まで店舗登録コストをサポート
店舗登録コスト(通常) 20,000,000 VND → (割引) 50,000,000 VND

※注: コスト削減の可能性あり

(コンビニとMEGA MART) 参加企業が負担
(所要期間) 通常 1ヶ月~4ヶ月
※法規に沿ったラベル表示が用意などが必須



「Vinmartへの入荷は、10製品まで店舗の登録費用をカバーする」

上記の通り、韓国政府は韓国企業のベトナムへの輸出において、輸出拡大に向けた施策を実施し、消費者への認知拡大やセルアウトが進むような支援をしている。ただし、**直接的に補助金で販売価格や物流コストをカバーするといった支援は、デスクリサーチやベトナム側輸入企業へのヒアリングでは確認されなかった。**これらの施策は、主に輸入時の届け出支援などのフォローに焦点を当てたものである。韓国だけでなく、台湾やロシア政府による自国企業へのベトナムへの支援も調査したが同様であった。また、たとえば、食品商社への聞き取りの中で、「ベトナム国産の豚肉よりもロシア産の輸入豚肉の方が安価に購入できる」というようなケースが見受けられた。これは、原価がもともと安価な食品がコンテナ単位で輸入される量が多いことで、国産品よりも輸入品が安く流通するという状況が起きている。

情報ソース：韓国食品産業協会 (KFIA) 『2021 I LIKE K-FOOD in VIETNAM』一般向け事業案内

https://www.kfia.or.kr/kfia/download/down_210510_01.pdf

青果物の輸入の現状補足 ①

日本産青果物の品目別の輸出額・総量について、リンゴの対ベトナム輸出額は5位であるが、1トンあたりの輸出単価では1位になる。ただし、なしや柑橘（みかん）では、そのような傾向は見られなかった。リンゴの輸出単価が高い要因についての考察は後述。

リンゴ				なし			柑橘（みかん）		
順位	国名	日本からの輸出額・総量	1トンあたりの輸出単価と順位	国名	日本からの輸出額・総量	1トンあたりの輸出単価	国名	日本からの輸出額・総量	1トンあたりの輸出単価
1	台湾	110.6 億円 21,684 トン	509,961 円 < 3 位 >	香港	7.9 億円 1,163 トン	679,277 円 < 3 位 >	香港	6.2 億円 957 トン	647,857 円 < 3 位 >
2	香港	47.0 億円 10,022 トン	469,016 円 < 5 位 >	台湾	3.0 億円 336 トン	892,857 円 < 1 位 >	台湾	4.0 億円 538 トン	743,494 円 < 1 位 >
3	タイ	4.2 億円 885 トン	474,576 円 < 4 位 >	ベトナム	0.3 億円 45 トン	666,666 円 < 4 位 >	シンガポール	1.3 億円 179 トン	726,256 円 < 2 位 >
4	シンガポール	2.0 億円 375 トン	533,333 円 < 2 位 >	タイ	0.2 億円 33 トン	606,060 円 < 5 位 >	ベトナム	0.4 億円 73 トン	547,945 円 < 5 位 >
5	ベトナム	1.7 億円 219 トン	776,255 円 < 1 位 >	インドネシア	0.2 億円 25 トン	800,000 円 < 2 位 >	マレーシア	0.3 億円 50 トン	600,000 円 < 4 位 >

情報ソース：農林水産省「2023年 農林水産物・食品の輸出実績（品目別）」

注意：上記資料は「柑橘」での品目分類となっており、ベトナム以外は「温州みかん」以外も含まれている可能性がある

青果物の輸入の現状補足 ②

■通貨レートはすべて2025年2月7日現在

リンゴの最終価格の単価について、同レベルの商品を他国と比較した場合に、**ベトナム市場が、もっとも高額な水準である可能性が高い**。例として、日本産リンゴ（大玉46号）の最終の市場価格単価を比較したところ、下記の通りであった。



Táo Jona Gold Nhật Bản

Mã sản phẩm: [web2201923-1](#) | Tình trạng: **Còn hàng** | Thương hiệu: **Nhật Bản**

Giá: **160,000đ**

Số lượng: 01 quả 02 quả 03 quả 04 quả + Hộp kính 06 quả + Hộp kính 09 quả + Khay gỗ

※販売ページのウェブからの引用

<https://kleverfruits.com.vn/products/tao-jona-gold-nhat-ban>

情報ソース：MAIインターナショナル調べ

注意：本調査における金額差は、全く同一の青果物・ストアを比較したものではないため、絶対的な指標としてではなく、あくまでも参考情報としてご理解ください。

日本産リンゴの最終価格の比較

単価比較の順位	国名	参考小売価格 46号サイズおよび同等サイズ1個
1	ベトナム	約 961 円 160,000 VND
2	シンガポール	約 600 円 5.33 SGD
3	タイ	約 356 円 739 THB
4	香港	約 292 円 15 HKD
5	台湾	約 235 円 50.66 TWD

日本産リンゴの輸入量が多い上位5カ国と比較すると、最も安価な台湾と比較してベトナムでは**4倍以上の販売価格**。

青果物の輸入の現状補足 ③

■通貨レートはすべて2025年2月7日現在

引き続き、例として、日本産なし（大玉）の最終価格の単価を比較したところ、下記の通りであった。



Lê Niitaka Nhật Bản VIP

Mã sản phẩm: [web2200755-1](#) | Tình trạng: **Còn hàng** | Thương hiệu: **Nhật Bản**

Giá: **269,000đ** ~~314,000đ~~ **-14%**

Số lượng:

01 quả | 02 quả | 03 quả | 03 quả - Hộp kính | 05 quả - Hộp kính

※販売ページのウェブからの引用

<https://kleverfruits.com.vn/products/le-niitaka-nhat-vip>

情報ソース：MAIインターナショナル調べ

注意：本調査における金額差は、全く同一の青果物・ストアを比較したものではないため、絶対的な指標としてではなく、あくまでも参考情報としてご理解ください。

日本産なしの最終価格の比較

単価比較の順位	国名	参考小売価格 大玉サイズ1個
1	インドネシア	約 1,818 円 190,000 IDR
2	ベトナム	約 1,616 円 269,000 VND
3	タイ	約 1,343 円 297.5 THB
4	香港	約 292 円 15 HKD
5	台湾	約 235 円 50.66 TWD

日本産なしの輸入量が多い上位5カ国で比較すると、**ベトナムはインドネシアに次いで2番めの販売価格。**

青果物の輸入の現状補足 ④

■通貨レートはすべて2025年2月7日現在

引き続き、例として、日本産みかんの最終価格の単価を比較したところ、下記の通りであった。



Quýt Nhật Bản

Mã sản phẩm: web2200289-2 | Tình trạng: Còn hàng | Thương hiệu: Nhật Bản

Giá: **319,000đ** ~~383,000đ~~ -17% ← 4個セットの価格

Số lượng: 04 quả 06 quả 09 quả - Hộp kính 12 quả - Hộp kính

※販売ページのウェブからの引用

<https://kleverfruits.com.vn/products/quyt-nhat-ban>

情報ソース：MAIインターナショナル調べ

注意：本調査における金額差は、全く同一の青果物・ストアを比較したものではないため、絶対的な指標としてではなく、あくまでも参考情報としてご理解ください。

日本産みかんの最終価格の比較

単価比較の順位	国名	参考小売価格 1個
1	ベトナム	約 478 円 79,750 VND
2	台湾	約 384 円 83 TWD
3	マレーシア	約 191 円 5.6 MYR
4	シンガポール	約 178 円 1.59 SGD
5	香港	約 176 円 9 HKD

日本産みかんの輸入量が多い上位5カ国で比較すると、**ベトナムが最も高かった**。最も安価な香港の単価と比較して、2.7倍の価格となっている。

青果物の輸入の現状補足 ⑤

第1回会合で、「日本産リンゴの輸出実績で、対ベトナムは、国・地域別で輸出金額は5位だが単価では1位である」ということに対して、確認の要望があり、下記の通り、日本国内側へ聞き取りを行った。なお、単価比較の出典は『財務省貿易統計』のFOB価格。

なぜ、ベトナム向けのリンゴの輸出単価が高いのか？



<■「日本側リンゴ生産関連組合A」への聞き取り>

- ・産地から出す価格は他国向けとあまり変わらないと認識している。海外のインポーターと直接取引はしておらず、日本国内で中間卸業者が2社入っている。それはベトナムだけではなく他国向けも同じ。
- ・ベトナム固有の理由を上げるとすれば、2015年9月にリンゴの輸出が解禁後、2019年12月に栽培時の袋掛け条件が免除されたばかりなので、日本産リンゴがベトナムであまり流通しておらず希少性が高いので、高値で取引されている。
- ・ベトナム向けはターゲットカスタマーが富裕層なので、大玉の贈答用リンゴしか輸出しない方針があり、商流に入っている業者が強気な交渉で価格設定をしている。
- ・ベトナム現地での店頭価格も、青森産以外のリンゴと差別化するためにあえて金額差をつけて高値に設定している。なお、店頭価格は日本の約5倍。
- ・日常用小玉リンゴは需要があれば販売したいが、小玉だと他国産リンゴと同じ価格になってしまい差別化ができないため、現時点では輸出は考えていない。

日本産のリンゴの輸出実績例は下記の通り。

日本 → ベトナム向け (2023年)
・145トン (1億6562万2,000円)

日本 → 台湾向け (2023年)
・15,937トン (110億1321万8,000円)

青果物の輸入の現状補足 ⑥

追加聞き取りの回答は下記の通り。

なぜ、ベトナム向けの日本産青果物の輸出の単価が高いのか？



< ■ 「日本側リンゴ輸出兼生産企業B」への聞き取り > ※同社はベトナム含め各国へ日本産リンゴの輸出実務を行っている

- ・日本からの輸出にあたり、ベトナム向けは特に参入障壁が高い(園地登録必要、低温処理期間、等)ため、サプライヤーが限られる。
- ・日本→東南アジア向けの品質劣化・クレームリスクを勘案して、多少価格に乗せている。
- ・ベトナムの検疫管の日本渡航コストが乗せられているかは不明。
- ・ベトナムではテト前の贈答需要で大玉が好まれる。価格がどんなに高くとも、贈答用で日本産リンゴを購入する富裕層がベトナムには一定量存在するので、高値で取引されている。
- ・贈答用大玉リンゴの輸出だけでは市場が広がらないため、日常用小玉のマーケットを開拓する必要があると考えている。ベトナムのバイヤーに継続的に小玉を提案しているが、他国産リンゴより高価という理由で成約には至っていない。
- ・参考として、台湾でも日本産リンゴは大玉が人気という状況は同じだが、日本産リンゴは安売りされており、日本産と外国産は店頭価格差はほぼなし。

日本国内の事業者からの聞き取りによれば、「台湾では日本産小玉リンゴの商流が確立し、市場が形成されるまでに10年間を要した」という意見があった。

この期間には、消費者への認知度向上、流通の整備、販売戦略の調整など、複数の要因が関与していたと考えられる。ベトナム市場においても、これを短縮できるかどうかは現時点では不透明であるが、同様の過程を経ていくという可能性がある。

小玉リンゴは新しいカテゴリーとしての位置づけを行うために、中長期的な視点での取り組みを行って市場形成を行う必要がある、という意見があった。

青果物の輸入の現状補足 ⑦

続いて、下記の通り、ベトナム側企業（海外産の青果物を輸入しているベトナム企業）へ聞き取りを行った。

なぜ、日本産青果物のベトナムへの輸入・販売量が増えていないのか？

CÔNG TY CỔ PHẦN
THƯƠNG MẠI VÀ ĐẦU TƯ K.L.E.V.E
バイヤー



「日本産リンゴは価格が高いため、ベトナム市場では日常的に食べられていない。**価格が高い理由はわからない**。特に一般消費者にとっては高価であり、日常の食卓に上ることは少ない。しかし、大玉の日本産リンゴは見栄えが良く、贈り物としてよく購入される。**日本から輸入されているものはほとんど大玉**である。贈答品としての価値が高く、特別な機会や重要なイベントで贈られることが多い。一方、小玉の日本産リンゴは売れ行きが悪い。価格が高いため、消費者にとっては手が届きにくい商品となっている。そのため、弊社では小玉リンゴの輸入を控えている。代わりに、価格競争力のある韓国産（小玉リンゴ？）をよく取り扱っている。品質が非常に高く、味も優れているため、ベトナム市場での人気急速に高まっている。さらに、フジリンゴなど、**韓国産青果は価格も手頃であり、消費者にとって非常に魅力的な選択肢**となっている。これにより、弊社の販売実績も向上している。さらに、日本と韓国以外で注目しているのは、中国、豪州、ニュージーランドの製品である。これらの国々のリンゴは、ベトナム側の通関手続きが緩やかなため、輸入が比較的容易であるという認識（※注 具体的にどのようにベトナム側の通関手続きが違ってくるのかについては、明確な回答が得られなかった。）」

CÔNG TY TNHH
THƯƠNG MẠI DỊCH VỤ XNK HỒNG ĐIỆP
バイヤー



「ベトナムの消費者には、日本産リンゴに対する需要は依然として少ない。日本産リンゴは、他の海外産フルーツと比較しても、ベトナム市場ではあまり認識されていないのではないかと。そのため、弊社では日本産リンゴを大量に輸入することはない。特に、一般消費者の間では日本産リンゴの知名度が低く、日常的な消費には至っていない。しかし、富裕層を中心に大玉リンゴは以前から贈り物として購入されることがある。贈答品としての価値が高く、特別な機会に贈られることが多い。このような需要は一定数存在するものの、全体的な市場規模としては限定的。一方、**小玉リンゴに関しては、中国産リンゴと比較して価格が高いため、商品競争力が低い**。ベトナム市場では、価格が重要な要素であり、消費者はコストパフォーマンスを重視する傾向がある。セルアウトに苦戦することが予想されるため、日本産の小玉リンゴは中国産リンゴに比べて高価であり、販売促進が難しい状況。このような理由から、弊社では日本産の小玉リンゴは輸入していない。ベトナム側の通関手続きに関しては、日本産リンゴと他の海外産フルーツとの間でそれほど大きな違いはないという認識だが、日本産フルーツの流通は多くない。また、**価格が高い要因はわからない**。」

以上のことから、日本産リンゴは大玉が多く、品目としての単価が高くなっている可能性が高い。小玉リンゴの輸入販売の伸びしろがある可能性はあるが、韓国産・中国産は价格的・認知的な優位性がある。ただし、ベトナム側は「日本産の価格がなぜ高いのか」という問題意識自体はあまりなかった。

青果物の輸入の現状補足 ⑧

続いて、下記の通り、ベトナム側企業（海外産の青果を販売しているベトナム企業）へ聞き取りを行った。

なぜ、日本産青果物のベトナムへの輸入・販売量が増えていないのか？

CÔNG TY TNHH HOA QUẢ THỦY ANH
バイヤー



「弊社は海外産の青果を自社で輸入し、チェーン展開する自社店舗で小売販売を行っている。現在、韓国産のイチゴを取り扱っており、顧客からの評判は非常に良い。一方で、日本産のイチゴは輸入が解禁されておらず、販売ができない状況だ。しかし、日本品種のイチゴ自体は、すでにベトナム国内のラムドン省などで広く栽培されている。そのため、消費者にとって味の面での馴染みは十分にあると考えられる。**韓国産のイチゴは、輸入青果の中でも特に見た目が美しく、価格も比較的手頃である。このため、消費者の間での認知が進んでおり、店舗には問い合わせが多く寄せられている。特別なマーケティング施策が行われているかどうかは不明。**また、海外産のリンゴについてもさまざまな種類が輸入されている。当社バイヤーとしての見解では、日本産、豪州産、ニュージーランド産の輸入リンゴに関して、見た目や品質に明確な違いは感じられない。ただし、**価格面では豪州産・ニュージーランド産のリンゴの方が手頃であり、消費者にとっても手に取りやすい価格帯**に設定されている。その結果、他の小売店でも広く取り扱われており、すでに市場での知名度が高い。こうした要因から、店舗側としても販売しやすい商材になっていると言える」

CÔNG TY CỔ PHẦN ĐẦU TƯ SUN FOOD
バイヤー



「韓国産と日本産を比較すると、たとえば韓国産のイチゴは価格や見た目の面で人気があり、多くの人に選ばれている。ただし一方で、日本産イチゴは解禁されていないので認知されていない。輸入リンゴは主に豪州、米国、ニュージーランド産が多い。**日本産リンゴは認知されていない。エンドの消費者からの要望がないので配荷が進みづらい。**手間がかかるために、自社では輸入を行っていない」

CÔNG TY TNHH NHẤT GIA HOÀNG LÂM
バイヤー



「弊社は、自社輸入せず国内で海外産青果を調達している。リンゴは、主に豪州産とニュージーランド産を取り扱っている。これらは価格が手頃でさらに見た目も良いため、お客様から好評。**日本産のリンゴでは2種類取り扱っており**（※ブランド名は聞き取りできず）、**大玉と中玉がある。ただし、豪州産などと比較すると価格がやや高い。認知もあまりされていないので、購入されるお客様は限定的**」

以上のことから、韓国産・豪州産・ニュージーランド産のように認知されていると販売しやすいが、日本産はまだ認知されいなくて売りづらい、という意見があった。

青果物の輸入の現状補足 ⑨

第1回会合で、青果物の輸入解禁について、「日本側への輸出解禁品目と数が異なりベトナム側への輸入解禁が遅れているのではないか・交渉の進捗がわかるようにできないか」という指摘があった。

関係者に確認を行ったところ、**<解禁品目数は日本側とベトナム側は、同数で 4 種類>**であった。詳細は下記の通り。



【日本への輸入解禁】

- ・植物防疫法により輸入を禁止している植物について他国から解禁要請を受けた場合は、病虫害リスク管理措置（蒸熱処理、低温処理等）の導入に向けて二国間協議を行う。解禁までに必要な手続き上の流れは「標準的手続」（令和5年大臣訓令第5号）に規定されている。
- ・協議は科学的な根拠に基づいて進められることが求められ、相手国が有効なリスク管理措置を適切に実施できることが確認できれば解禁することになる。
- ・ベトナムとの協議では、過去10年間で次の品目の輸入解禁を実施
マンゴウ（カッチュー種）、ドラゴンフルーツ（赤肉種）、ライチ（ティエウ種）、りゅうがん

【ベトナムへの輸出解禁】

- ・相手国が我が国の産品に対する輸入条件を設定していない場合や、相手国の既存の輸入条件では国内産地の負担が大きいと考えられる場合は、当該条件の設定又は緩和に向けて検疫協議を働きかけることになる。
- ・我が国は「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づく輸出促進実行計画に従い、多くの国・地域との間で協議を行っている。
- ・ベトナムとの協議では、過去10年間で次の品目の輸出解禁（緩和）を達成。
リンゴ、なし、温州みかん

※リンゴは、平成27年9月に『収穫までの袋かけなど』という条件で解禁されたあとで、令和元年12月に『袋かけの代わりに低温処理を行う』ということでも輸入できることが解禁されたため2品目扱い。

<協議の進め方について>

- ・上述のとおり、協議は科学的な根拠に基づいて進められている。
- ・解禁の時期については相手がいることなのでお伝えはできないが、大まかな進捗状況について、日本は農林水産省のホームページで公表している。

日本食品の現状補足

続いて、下記の通り、ベトナム側輸入商社（日本産のふりかけや健康食品などを取り扱い、ローカル大手スーパーチェーンに展開させている）へ聞き取りを行った。

なぜ、ベトナム向けの日本産食品の輸入量が増えていないのか？

ローカル食品商社A：代表

■ 日本企業は消極的「もっと長期的な視点を」

「日本企業のベトナム市場への進出に関して、ベトナム側の輸入商社の視点から見ると、日本企業は積極的な取り組みが不足していると感じる。特に新規製品の輸入に関しては、『**輸入手続き**』や『**店舗登録料**』などの**コストやリスクを輸入商社だけに求められてしまう**ことが多く、手を出しづらい。小規模な企業や不慣れな企業なら対応できるかもしれないが、海外ブランドと経験がある大規模な商社にとっては、このようなリスクを取らない姿勢は長期的な関係構築の障害となる。ベトナム側に任せる（丸投げにする）姿勢が見られる。

新規市場の開拓には、ヒト・モノ・カネが重要であり、お互いの協力体制が欠けるとベトナム側にとって大きなリスクとなる。多くの場合、製品を正規輸入してベトナム市場に出すだけで満足してしまい、テストマーケティングで終わってしまうケースが見受けられる。

そういうリスクを負わないようにする姿勢を取られてしまうと、ベトナム側の商社やバイヤーは、取り扱いたくないと感じる。新規市場開拓の初期段階での積極的な取り組みがなければ、ベトナム側にとって非常にリスクが大きくなり、長期的なビジネス関係の構築は難しい。日本企業がベトナム市場で成功するためには、長期的な視点とより積極的な姿勢とリスク共有が求められると思う。

企業の規模によって異なるため、**韓国企業や中国企業と単純に比較することはできないが、このような消極的な姿勢になってしまうという状況は日本食品のベトナム市場拡大を妨げている要因となっているのではないか。**

日本製品の輸入難易度や通関事情、販売価格については製品ごとに異なるため一概には言えない」

ベトナム側にとっても日本製品を取り扱う際に、「ベトナム市場進出への積極性が不足し、輸入手続きやコストを商社に任せる姿勢が長期的関係構築を妨げているのではないか」と取り組み姿勢について意見があった。ただし、**通関や物流の難易度については特に意見はなかった。**

物流コストの現状について補足

第1回会合で、サーモンの輸入について、ノルウェーからベトナムへの物流コストが日本からベトナムへの物流コストが高額になるという指摘があった。そのため、例えば「ノルウェー政府が輸出食材に補助金を投入して安価にしている可能性があるか」について追加調査した。

飲食レストラン運営企業HỆ THỐNG KUNIMOTO BUFFET SUSHI社にヒアリングした。



「なぜ日本のサーモンの価格が高いのか？」「なぜノルウェーのサーモンの物流コストが安いのか？」ということはベトナム側では分からない。

サーモンの輸入は航空コンテナ単位で行われ、冷凍ではなくフレッシュなサーモンが輸送されている。

ノルウェー産サーモンは生産数量が多いため価格が抑えられていて、ベトナムに入ってきている数量も日本産サーモンよりも多いので、原価・物流コストが有利なものではないかという回答であった。補助金うんぬんということは聞いたことがない。海外産サーモンの仕入れ先2社（SIMBAとCÔNG TY TNHH SX TM DV NAM KHẢI PHÚ）に確認したところ、両社も同様の認識。」

「日本産サーモンはその美味しさが際立っている。特に脂のうまみと味わいの面では10点満点中10点と高く評価される。一方、ノルウェー産サーモンも美味しいが、その評価は7点程度にとどまる。豪州産やカナダ産のサーモンはさらに安価で提供されているが、ノルウェー産に劣るため、主に低価格帯のレストランでの使用にとどまっている。ベトナムの多くのレストランでは、美味しさと価格のバランスが良いノルウェー産サーモンが選ばれている。」

「ベトナムのバイヤーにとって、サーモンの選択基準は美味しさと価格のバランスである。特に中間所得者層を対象とするレストランでは、高品質でありながら価格が手頃なノルウェー産サーモンが選ばれる傾向にある。一方、高級レストランでは、日本産サーモンが使用される場合もあるが、ノルウェー産との併用が一般的である。中間所得者層は、一般的なレストランで1回の食事に支払う金額は1人あたり400,000～450,000 VND。この層では価格と品質のバランスを考慮して、主にノルウェー産サーモンが選ばれている。中高収入層は1人あたりの食事予算が400,000～600,000 VND。この層もノルウェー産サーモンを選ぶことが多いが、一部では日本産も利用される。富裕層向けの超高級レストランや“おまかせ寿司”などの高価格席メニューでは、日本産サーモンが利用されることが多い。ただし、これらの店舗でもノルウェー産サーモンを併用してコストを調整している。ベトナムにある日本食レストランのほとんどがノルウェー産サーモンも利用しており、例えばHOKKAIDO SACHIのようなレストランでも同様である」

慎重にデスク調査なども実施したが、ノルウェー政府の発表で該当の情報が全くなく、**物流コストをカバーするような補助金はとくに存在しない**と考えられる。

ベトナムを含めた各国で販売実績のある日系の水産物商社の担当者に「ノルウェー産サーモンの輸送コストがなぜ低いのか」聞き取りしたところ、下記の回答であった。

- サーモン輸出は物量が多く、航空各社にとって“お得意様”であり、**年間で世界中への航空コンテナを安く用意されている**（ので輸送コストが安くなる）
- 日本と比較して、**ノルウェーは緯度が高く低い水温のまま持ちやすいので、輸送時の水温調整の手間がかからない**（ので輸送コストが安くなる）

ただし「ノルウェー産サーモンのブランディング施策は、ノルウェー政府あるいは業界団体が広告やノベルティで、ベトナム国内でも大量に資本を投下している」とのこと。

提言案の方向性

以上のことから、ここまで挙がっている課題①②③④⑤について、以下のような取り組みが必要ではないか。

① <通関について> サンプルの問題

→

(提言例) 通関について、わからないことがあった場合に、質問できる問い合わせ窓口の開設をベトナム側に要望することはできないか？ 食品輸出について、日本側にもどこか問い合わせ窓口を作るべきではないか？ 検査場によっては設置機器にズレがあるため、検査機器の認証制度が必要ではないか？

② <通関について> 輸入品価格リスト

→

(提言例) プライスリストがもう少しオープンにならないか？ 食品輸出について、ベトナム側の税関職員にHSコードが認識されていない場合の、ベトナム側の問い合わせ窓口が安定して機能するように要望できないか？ あるいは、日本側の問い合わせ窓口が機能し、問題が生じた際の紛争解決処理の相談ができるように要望できないか？

③ <青果物品目について>

→

(提言例) 可能な範囲で政府間の交渉状況を発信することで、交渉の進捗などがわかり日本企業側も準備ができるのではないか？ 日本の生産地側とベトナム側販売企業が意見交換できる場を持つべきではないか？ 日本産青果物の最終価格を下げるために、輸送・商流の成熟が進むような取り組み（たとえば輸送方法の実証実験など）ができないか？

④ <各国の取り組みについて>

→

(提言例) 韓国のような包括的なマーケティング支援（事業者向け・消費者向け）ができないか？ セルアウトが進み輸入物流が多くなると価格に跳ね返ってくる部分が薄まっていくので、他国食品よりも戦いやすくなる？ 韓国産・ベトナム産と比較した日本産のブランディング？

⑤ <その他>

→

(提言例) 食品輸出に関し、定期的に日本側が直面した課題を知見としてシェアできるような機会を持つべきではないか？ 輸出に慣れていない日本国内の中小企業にとって煩雑なやり取りが少しでもわかるようにガイドライン作成？ 通関についての質問が気軽にできる窓口？

事務局としては委員の皆様から広くご意見をいただき提言をまとめていけたらと考えております。

提言

2025年 3月

日本産農林水産物・食品の輸出拡大のための課題検討委員会

課題①【＜通関について＞ サンプルの問題】 提言

課題として「ベトナム通関時の製品サンプルについて下記のような問題がある」という指摘があった。

【現状と背景】

ベトナムでの通関において、10年前などと比較すると、徐々に改善されてきているとはいえ、**サンプルの抜き取り量が多いことやサンプルが返却されない**ことがあり、食品関連企業はこの点に課題を感じている。サンプル量は輸入ごとに異なり、返却されないことで実際の輸入量が減ってしまう。特に高級食材のサンプルの抜き取り量が多くなる傾向があり、旧正月の時期に増えることもある。そのような状況のため、輸入事業者にとっては、抜き取られる用途がわからないと感じる。ベトナム税関総局には**明確なガイドラインがないうえ、基準が変動**しやすい。また、食品検査機器が統一されていないため、検査機器によって輸入可否の結果が異なるということが起こり得る。輸入事業者はこの点について透明性が欠けていると感じており、通関時における手続きの一貫性の向上を望んでいる。

上記の通り、ベトナム通関時のサンプルの取り扱いの**ルールが不透明かつ、その運用に一貫性がなく不安定**である。このような状況は、日本産農林水産物・食品の輸出促進を阻害している。そのため、下記のような提言を行いたい。

■ベトナム通関時の検査手続きの明確化

サンプルの量や用途の不透明さを解消するため、サンプル抜き取りの基準や目的を明確化することを要請する。また、ベトナムの税関職員の能力向上にかかる日越両国での連携の可能性を検討する。

■ベトナムにおける食品検査機器の統一の要望

ベトナムへの輸入時における食品衛生検査について、同一商品にもかかわらず、検査結果が異なるケースがある。ベトナムの検査機関の機器は国際基準に基づいたものとなっているが、異なるデータとなる原因をさらに調査し、機器が統一されることで透明性の向上と通関リスクの低減を図る。これにより、日本産農林水産物・食品の輸出拡大につながり、競争力を高めて安定的にベトナム国内において商流構築に力点を置くことができるようになる。

補足：ベトナムの食品衛生検査は、保健省食品安全局が管轄し、通関時に貨物の中から抜き取られた一部をサンプルとして、検査機関のラボで検査する。検査頻度・内容は輸入品目により異なっており、加工食品は頻度が減少傾向にある。ただし、検疫条件のある品目（肉類・青果物・海産物）は輸入毎に検査が必要である。ルールが不透明で、検査の国際規格に基いて標準化されているものの、使用される機器が統一化されていないままで運用されているように見受けられており、後者を輸入する事業者にとっては輸入量拡大の阻害要因となっている。

課題②【＜通関について＞ 輸入品価格リスト・HSコード】 提言

課題として「ベトナム通関時の分類について下記のような問題がある」という指摘があった。

【現状と背景】

ベトナムの通関において、「輸入品価格リスト」にかかる問題として、税関の指標価格が開示されず不透明であり、これを理由に手数料を要求される事例がある。また、実勢価格と税関リスト価格に差があり、リスト価格を下回ると関税を高額請求されることがある。さらに、日本側の事前教示制度と実際に適用されるHSコードに不一致となるケースがあり、税関担当官の解釈によりルール適用が異なる場合がある。また、南北でも通関時の対応に不一致が生じHSコードが変わることがある。そのことを通関に異議申し立てを指摘しても覆ることはない。

上記の通り、ベトナム通関時の輸入品の分類の取り扱いが**不透明で不安定**である。そのため、下記のような提言を行いたい。

■ 通関にかかる成功事例集の作成

通関時輸入品価格リストについて、ベトナム税関から指標価格が開示されず手数料を要求されることがある。また、日本のHSコードとの不一致を防ぐために、ベトナム税関総局ヘレターを送り、事前教示を受ける方法があるが、これは日本の事業者にとって負担が大きく、特に輸出経験が浅い企業には対応が難しい。また、ベトナム税関での解釈が一貫していないため、個別企業が独自に対応しようとする時間とコストが膨大にかかる可能性がある。そこで、このような事案について、これまでのベトナム税関総局とのやりとりにおける成功事例を共有できる仕組みを作る。

課題③【＜青果物品目について＞】 提言

課題として「ベトナムへの日本産青果物の輸入解禁について」下記のような指摘があった。

【現状と背景】

日本産の青果物はベトナム市場で需要が高いものの、現在解禁されているのはリンゴ・ナシ・ウンシュウミカンのみで、ニーズが期待できる他の果物（モモ、イチゴ、ブドウなど）の解禁が進んでいない。ウンシュウミカンが高価格でありながら販売好調の実績がある一方、韓国産の青果物がベトナム市場に増え、中間層の消費者には価格面で日本産が不利な状況。輸出量の伸びしろを増やすためにもさらなる青果物の解禁品目が期待されている。また、青果物の輸入にあたり、輸送コストの削減に向けた解決策にも期待。

日本国産の青果物のベトナムにおける商流構築にあたり、下記の提言を行いたい。

■ 関係者間の連携

日本産青果物のブランディングや、輸送費のコスト削減を図れるように、ベトナムで商流構築や販売に取り組む事業者と日本側関係者が議論する場を設定し、双方の理解を深めることを進める。日本側関係者にもベトナムで商流構築や販売に取り組む事業者との意見交換やベトナムにおける市場のニーズを伝えられる場を設けることで理解を深めることを進める。

■ 輸送の実証実験

輸送方法の効率化により、輸送コストを下げ、日本産青果物の最終価格を下げることで、販路拡大を狙う。コスト削減が可能となれば、価格競争力が向上し、輸入量を売り切ることが実現する可能性がある。公的機関に、新たな輸送技術を活用した実証実験の実施とその支援を要望する。

課題④【＜各国の取り組みについて＞】 提言

課題解決の参考として「ベトナムにおける他国の取り組みを参考にできるのではないか」という指摘があった。

【現状と背景】

韓国やノルウェーなどの国々は、政府の支援を受けてベトナム市場への輸出を促進している。たとえば韓国は、一気通貫したテスト販売の取り組みを定期的実施し、輸入経験が少ない企業でもベトナムへの商流構築を実現している。展示会でのブース提供や、煩雑な輸出の取り組みを企業に助言するアドバイザー、韓流ドラマを活用したPR活動が行われている。結果的に、韓国産食品のベトナムへの輸入量および販売量はイチゴやシャインマスカット、ナシなどの青果物を含めて、販路を拡大していると考えられる。また、複数の現地小売りチェーンにおいて韓国食品フェアを実施し、新規導入時に発生する小売店の商品登録料の補填などを実施している。ノルウェーでは国策としてサーモンの輸出を推進し、ブランディングを進めて販路拡大のために、価格競争力に寄与している。日本もこれらの国のように、日本食品をコスト面等で輸出しやすく、またベトナム国内で商流構築できるような取り組みが必要なのではないか。

上記の通り、ベトナムでの販路拡大には個々の事業者だけの取り組みでは難しく、官民一体の取り組みとすべきであり、下記のような提言を行いたい。

■ 包括的な“オールジャパン”での取り組み

日本の輸出事業者がベトナム市場への輸出手続き関係を円滑に進められるよう、官民一体の包括的な支援策を要望する。具体的には、輸入コスト削減のための取り組み、一気通貫したテスト販売の実施、PR支援などを組み合わせた包括的な支援が求められる。特に、輸入経験の少ない事業者にとっては、金銭的・時間的ロスを減らしながら輸出に挑戦できる仕組みが必要である。また、中小企業にとってベトナム輸出のハードルは高く、輸出を断念するケースも多い。その解決策として「日本国内渡しの中小向け輸出代行」を活用し、輸出商社が国内で中小企業の商品を買い取り、ベトナム市場で展開する方法が有効と考えられる。すでに一部の中小企業はこの手法を用いて間接的にベトナム市場を開拓しているが、公的機関がこれを積極的にフォローアップすれば、輸出量の増加が期待できる。

課題⑤【その他（通関や物流など）】 提言

通関や物流に関する課題として、下記のような指摘があった。

【現状と背景】

前述のような問題以外でも、たとえば保税加工品のベトナム国内での流通は、課税すれば問題ないにもかかわらず、税務調査で追徴されてしまうなど、税務上のトラブルも指摘されている。このようにベトナムでの食品販売には日々、さまざまな問題が起こっているが、個社での対応にまかされており、情報共有不足が要因で解決されていない。また、この点も相談窓口の欠如が指摘された。これらは、各社が可能な限り、情報を開示するためにはどうしても政府が旗振りして指揮を取り、情報が開示されるようにし、関係者間でのノウハウの共有可能とすべきである。個社でそういったツールを作る取り組みは難しい。各社における経験はノウハウとして蓄積しているので、営業に支障のない範囲において情報を開示し、輸出事業者が課題に直面した時に検索できるような仕組みがあればいい。

上記の通り、ベトナムにおける日本産農林水産物・食品の輸出や販売においては多くの課題があり、効率的に解決できるように下記のような提言を行いたい。

■ 両国における相談窓口の必要性

ベトナム市場参入には通関・輸出認可など多岐の知識が必要だが、特に経験の浅い企業にとっては大きな障壁となる。これを解決するためにJETRO・などの公的機関に対して、個別相談窓口を設置し、実務支援を提供できないか要望する。専門家による個別相談のほか、たとえばオンラインFAQや定期相談会の実施により、情報の蓄積と共有を進め、日本企業の負担を軽減する。こうした仕組みがあれば、輸出の課題をよりスムーズに解決し、輸出拡大に繋げることが望ましい。

■ 日本企業にとって情報共有の場を作る必要性

日本からの輸出、当地での輸入にかかる税務・通関などの共通課題に対し、輸出事業者が個別に対応する非効率な状況が続いている。民間企業が個々での対応は困難であり、公的機関の支援が必要。JETRO・ホーチミン事務所（ベトナム輸出支援プラットフォーム）はすでに相談窓口の取り組みを行っているが、今以上に専門的な取り組みができないか。たとえば、定期的な情報共有の場を提供して企業間の知見を活用できる仕組みを整えられないかを要望する。オンラインセミナーや勉強会・ケーススタディの公開を通じ、実務ノウハウを共有できる場があれば、販売力が強化できる可能性がある。

補足：現在のベトナムへの輸出に関連する法律と実際の運用には乖離がある。「活貝」の輸出について、輸出自体は可能となったが、日本国内での買い付け後、その日のうちに空輸でベトナムに発送するには当該水産物の産地である自治体が発行する『原産地証明書の提出が必要』という非現実的な運用になっている。このような課題も広く共有して、現実的な方法に改正していく必要がある」という意見があった。